

令和4年10月4日

決算特別委員会

阿久根市議会

1 會議名 決算特別委員会

2 日時 令和4年10月4日(火)

午前10時開会

午後3時25分散会

3 場所 議場

4 出席委員

仮屋園 一 徳 委員 長、川 上 洋 一 副委員 長、竹之内 和 満 委 員、
濱 門 明 典 委 員、白 石 純 一 委 員、濱 田 洋 一 委 員、
竹 原 信 一 委 員、中 面 幸 人 委 員、牟 田 学 委 員、
岩 崎 健 二 委 員、木 下 孝 行 委 員、山 田 勝 委 員

5 欠席委員

濱 崎 國 治 委 員

6 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議事係主査 東 岳 也

7 説明員

総 務 課	課 長	中 野 貴 文 君
	参 事	児 玉 秀 則 君
	課 長 補 佐 兼 職 員 係	長 寺 地 克 己 君
	秘 書 広 報 係	長 榎 柑 幸 一 郎 君
	行 政 係	長 落 俊 輔 君
	危 機 管 理 係	長 早 水 健 児 君
	情 報 管 理 係	長 白 肌 隆 一 君
	消 防 係	長 桐 原 武 君
企 画 調 整 課	課 長	長 福 島 浩 君
	課 長 補 佐 兼 地 域 振 興 係	長 尾 上 覚 史 君
	企 画 調 整 係 長 兼 統 計 調 査 係	長 岩 下 亮 一 君
税 務 課	課 長	長 新 町 博 行 君
	課 長 補 佐 兼 管 理 係 長 兼 滞 納 整 理 係	長 別 府 輝 雄 君
	課 長 補 佐 兼 固 定 資 産 税 係	長 田 原 勝 矢 君
	課 税 係	長 本 千 晶 君
市 民 環 境 課	課 長	長 牧 尾 浩 一 君 (兼)
	課 長 補 佐 兼 住 民 年 金 係	長 中 園 修 君 (兼)
	主 幹 兼 環 境 対 策 係	長 大 野 勇 人 君
三 笠 支 所	所 長	長 大 牧 尾 浩 一 君 (兼)
	所 長 補 佐	長 中 園 修 君 (兼)
	庶 務 係 長 兼 戸 籍 係	長 大 野 勝 一 君

大川出張所	所				長	牧尾浩一君 (兼)
	所	長	補		佐中園修君 (兼)	
	庶	務	係		長本藏雄一君	
会計課	課				長尻無濱久美子君	
	課	長	補	佐兼	会計係	長丸塚明子君
議会事務局	局				長牟田昇君	
	庶	務	係		長野中義昭君	
監査事務局	事	務	局		長新塘浩二君 (兼)	
選挙管理委員会事務局	事	務	局		長新塘浩二君 (兼)	
	管	理	係		長寺園勝夫君	
スポーツ推進課	課				長大田省吾君	
	課	長	補	佐兼	スポーツ係	長大下本護君

8 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について (一般会計)
- (2) 認定第3号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について (交通災害共済特別会計)

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

仮屋園一徳委員長

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

9月21日の本会議において本委員会に付託されました案件は、認定第1号、令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）、認定第2号、令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）、認定第3号、令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）、認定第4号、令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）、認定第5号、令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）、認定第6号、令和3年度阿久根市水道事業会計の決算の認定についての6件です。

はじめに、審査日程について申し上げます。審査日程は、さきの委員会で決定したとおり、本日から10月7日までの4日間です。

次に、審査順について申し上げます。各課等の審査順は、御手元に配付してあります審査日程のとおりとしますが、審査の状況によっては、日程の変更も考えながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、審査の方法についてお知らせします。審査は、歳入歳出決算書のほか、提出されているすべての書類により行うこととなります。まず、所管課長等に説明を求めます。最初に、主要事業の成果説明書について、まちづくりビジョンに関する取組状況等を併せて説明があります。その後、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づいて説明があります。なお、記載してある金額などは、前年度と比較した説明を行う必要がある場合を除き、基本的に読み上げは行われません。ただし、主要な事業や業務については、十分に内容を説明することとしております。課長等の説明の後、各委員の質疑を行います。質疑は、1問1答形式とします。記載されているページ、款、項、目を言ってから始めてください。簡潔明瞭に、議題外にわたらないようにお願いします。また、議事進行の都合から、現地調査と総括した質疑の取扱いについてお願いします。現地調査は、3日目の審査終了後にお諮りいたします。総括した質疑の通告は、3日目の審査終了までの分については一旦、3日目の最後にお伺いします。なお、4日目の分につきましては当日の質疑終了後にお伺いしますのでよろしくお願いいたします。

各委員におかれましても、委員会が円滑、効率的に進行できるよう御協力をお願いします。

○認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

それでは日程に従い、審査を開始します。

スポーツ推進課は入室してください。

[スポーツ推進課入室]

仮屋園一徳委員長

認定第1号を議題とし、スポーツ推進課所管の事項について審査に入ります。
課長の説明を求めます。

大田スポーツ推進課長

認定第1号中、スポーツ推進課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、令和3年度主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。成果説明書の226ページをお開きください。第10款教育費6項1目保健体育総務費の合宿等誘致推進事業につきましては、県内外から4団体を受け入れたところであり、団体数としましては前年度と同じですが、合宿参加者の総人数は62人増えて194人となりました。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の38ページにありますスポーツ施設利用者数として記載をしておりますが、高校の野球部あるいは陸上部などの合宿の利用はあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により施設の臨時休館や利用者の制限を行ったため、その目標値を下回ったことから、令和3年度の事業評価は、ただいま御説明した理由からD評価となっております。引き続き、成果説明書の227ページですが、同じく、第10款教育費6項1目保健体育総務費のスポーツに関する協議会等参加補助事業についてですが、令和3年度は8団体に対し交通費などの経費の一部を補助したところであり、スポーツの発展と競技力向上のため、引き続き広報活動を行いながら支援に努めたいと考えております。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて、歳出から御説明いたします。決算に関する説明書は76ページ、事項別明細書は50ページをお開きください。第10款教育費6項1目保健体育総務費は、スポーツ推進委員の報酬や職員人件費、学校体育施設開放に関する経費及び各種協議会への負担金や合宿等誘致推進事業に関する経費が主なものであります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、燃ゆる感動かごしま国体の開催が令和5年度に延期となったことやボンタンロードレース大会なども中止となったことから、支出済額は前年度と比較し1,500万円余りの減となっております。

事項別明細書は51ページに移りまして、次に、2目体育施設費ですが、施設の維持管理に必要な経費が主なものとなっております。このうち1節報酬から4節共済費までは、会計年度任用職員3名分の人件費であり、10節需用費は、消耗品や光熱水費のほか、総合運動公園内の修繕料が主なものであります。12節委託料は、一般廃棄物収集業務ほか18件であり、14節工事請負費では、総合体育館屋根軒天改修工事を実施いたしました。17節備品購入費は、軽トラックやフロアシートなどの購入費用であります。

決算に関する説明書は77ページに移りまして、次に、3目海洋センター管理費ですが、B&G海洋センターの運営や施設の維持管理に必要な経費が主なものとなっております。このうち7節報償費は、健康プール教室などの講師謝金が主なものであり、事項別明細書は52ページに移りまして、10節需用費は、消耗品や光熱水費及び修繕料、12節委託料は、機械設備等点検業務ほか4件であります。17節備品購入費は、アクアスイーパーや電波時計の購入費用であります。

次に、歳入について御説明いたします。決算に関する説明書は12ページ、事項別明細書は、5ページをお開きください。第13款使用料及び手数料1項7目5節保健体育使用料は、決算に関する説明書の記載の総合運動公園施設ほか4件の使用料であります。

次に、決算に関する説明書は22ページ、事項別明細書は9ページをお開きください。第

16款財産収入1項2目1節利子及び配当金のうちスポーツ推進課所管は、決算に関する説明書に記載の国民体育大会運営等基金の運用利子であり、令和3年度末の基金残高は9210万4798円となっております。

次に、決算に関する説明書は29ページ、事項別明細書は12ページをお開きください。第20款諸収入5項4目20節雑入のうちスポーツ推進課所管は、決算に関する説明書に記載の雇用保険料ほか5件であります。

最後に、決算に関する説明書は31ページ、事項別明細書は13ページをお開きください。第21款市債1項9目5節保健体育債は、先ほど歳出で御説明いたしました総合体育館屋根軒天改修工事の財源に充てたものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

中面幸人委員

成果説明書の227ページの10款6項1目のスポーツに関する協議会等参加補助事業についてお伺いをいたしますが、対象者について、なぜ高校生は対象にならないのか、高校生以上と書いてあるので、この辺りを教えていただけませんか。

大田スポーツ推進課長

成果説明書の227ページの件ですが、補助対象者につきましては、高校生以上ということなので高校生も含まれます。

中面幸人委員

勘違いでした。すいません。

竹原信一委員

成果説明書のところですけども。親本人が阿久根市に居住する者に対してなんですけど。例えば、出水工業高校にいる。そして、団体で大会に出る。そういったときに、阿久根の関係者だけの分だけが出るということになりますよね。そうするとどうなんでしょう。例えば出水市なんかも同じようなことをやっているのかなということは調べないわけですかね。

大田スポーツ推進課長

お隣の出水市の状況につきましては、詳しくは調べておりませんが、大体この手の補助金、交付要綱等は、ほぼ横並びかと思えますけども、ここでははっきりしたことは言えませんけれども、御了解願いたいと思います。

竹原信一委員

その団体の、例えば監督さんとかね、そういったものにすれば分かるわけですよ。やっぱり、出す、そこまで私たちは考えて、補助金などもつくっていくべきだと私は思うんですけども。調査して、そして出水市とも話をしようとはお考えになりませんか。

大田スポーツ推進課長

決して阿久根市の補助金交付要綱が不足してるということはまだ言えないんですけども。今、委員がおっしゃるように、ほかのところも比べてですね、遜色ない制度への改正については、検討の余地があるのかなというふうに考えております。

竹原信一委員

そうですね。やっぱり私たちは自分の仕事だけしときゃいいということではいけなくて、それを受ける側の状況というの分かってやらないと、何かそっち側に問題を起こしたり、あるいは、阿久根はあって出水市は少ないとかね、そういったことがやっぱり起こるか起こらないかを想像しながら、行政がやっていかなきゃいけないと思いますのでよろしくをお願いします。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、スポーツ推進課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔スポーツ推進課退室、議会事務局入室〕

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

局長の説明を求めます。

牟田議会事務局長

それでは、認定第1号中、議会事務局所管の事項について御説明いたします。

決算に関する説明書は32ページ、事項別明細は14ページをお開きください。歳出の概要について、初めに説明いたします。令和3年度の議会費では、当初予算額に対し、今年第1回定例会において、旅費交際費及び負担金補助及び交付金の減額補正を行い、予算現額は1億2390万円となりました。支出済額は1億2044万1000円余り。ペーパーレス会議システムに関する翌年例の繰越しが353万3000円、不用額が345万8000円余りであり、予算現額に対する執行率は97.21%であります。前年度の決算と比較しますと約408万円の増となっております。

それでは、事項別明細書の各節ごとに支出済額の欄で説明いたします。1節報酬から4節共済費は、議員15名、職員4名、会計年度任用職員1名分の給料、報酬、期末手当、市議会議員共済会負担金及び職員共済費が主なものであります。次に、7節報償費は、議会だより掲載のクイズ正解者への1,000円の商品券贈呈20名分であり、令和3年度に発行された4回の市議会だよりにおいて、応募者35名のうち正解者33名で、抽せんにより当選者決定し、商品券を贈呈したものであります。次に、8節旅費は、議長及び議員の費用弁償約38万円。職員の普通旅費8万円、常任委員会等に出席をいただいた参考人3名分の1万4000円が主なものであります。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種会議等が令和2年度に引き続き書面開催もしくは中止とされ、本年第1回定例会の補正14号において減額補正をいたしました。不用額は、年度末までの議長及び常任委員会所管事務調査等の旅費を留保したものであります。次に、9節交際費は、議長等が出席した各種会合に係る会費等が主なものであります。市内の各種行事等が中止され、不用額が発生したものであります。なお、本件も補正で減額いたしました。年度末まで留保していた分がございまして、10節需用費は、市議会だよりの印刷製本費約78万円、新聞購読料や参考図書追録代、アクリル板購入など57万円が主なものであります。11節役務費は、タブ

レット端末通信利用料が主なものであります。12節委託料は、会議録反訳製本業務、会議録検索システム運用業務委託料、ペーパーレス会議システム導入業務であります。このうち会議録検索システムは平成31年1月から運用開始し、令和3年度は4万1000件余りの利用があり、多くの方々を利用されている状況であります。13節使用料及び賃借料は、議場カメラシステム機器リース料56万円余りやペーパーレス会議システム利用料が主なものであります。17節備品購入費は、議長用椅子と空気清浄機4台の購入や令和2年度にタブレット機器等の購入費用を計上いたしましたが、機器の納入が遅れたことにより、令和3年度へ繰り越して購入したものであります。18節負担金、補助及び交付金は、全国市議会議長会負担金をはじめ、全国、九州、県、それぞれの議長会等の負担金であります。各種会議の中止等により不用額が発生したものであります。

次に、歳入について説明いたします。決算に関する説明書の28ページをお開きください。第20款諸収入5項4目雑入のうち議会事務局所管分は、ページ中ほどの会計年度任用職員の雇用保険料とコピー使用料であります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いたします。

仮屋園一徳委員長

局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

タブレット端末に関することなんですけど、聞いてよろしいでしょうか。この仕様がですね、よく引っかかるというか、ロックがかかっているんですね、あちこちで、時間が非常に使いづらい。どういうことで議会事務局がロックをこれにかけているのか教えてください。

牟田議会事務局長

タブレットは主に議会の活動、議員の活動に御使用いただくものでありますけれども、万が一、例えば、ウェブ閲覧中に不正なプログラムが入ってきたりとか、そういうのも想定されます。そういうのがないようにされてはいますけれども、そういうのを防止するためにある程度の制限をかけさせていただいているというところでございます。

竹原信一委員

議員はそういうことをやりかねないという判断でしょうか。

牟田議会事務局長

あくまで良心的に使用いただけるものと思っておりますけれども、何らかの間違いで、そういうことが起こりかねないということも考えられますので、そういう制限をさせていただいているというところでございます。

竹原信一委員

間違いを起こしかねないから職員が管理してます。ずいぶん上からの態度だなと思えますけれども。ちょっとおかしいんじゃないかな、そこら辺。かなりおかしいと思えますよ。そんなこともできないで、自分で管理もできないで議員をすること自体が問題ありますけれども。それはちょっと考えていただきたい。議員の皆さんもこんなふうな扱いを受けているんだというのは分かってもらいたいです。

牟田議会事務局長

再度お答えさせていただきます。公用のタブレットという位置づけで購入いたしております。

ます。庁内のパソコンについてもある程度の制限がかけられており、それに準じた取扱いということで、情報当局と話をし、今、行っているところでございます。ただし、もし何らかの不都合があるということであれば、再度協議して、改善に向けていきたいと思っております。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、議会事務局所管の事項について審査を一時中止します。

〔議会事務局退室、監査事務局入室〕

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、監査事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局長の説明を求めます。

新塘監査事務局長

認定第1号中、監査事務局及び公平委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

初めに、公平委員会費から御説明いたします。

決算に関する説明書の36ページをお開きください。第2款総務費1項10目公平委員会費ですが、不用額39万846円は、全国公平委員会連合会本部研究会及び九州支部総会研究会が新型コロナウイルス感染症対策のため、中止及び書面開催となったことから、8節旅費が31万740円不用になったものです。1節報酬は、公平委員会委員3名分の報酬であります。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄に記載してあります全国公平委員会連合会への負担金であります。

次に、監査委員費について御説明いたします。

決算に関する説明書の41ページをお開きください。第2款総務費6項1目監査委員費ですが、1節報酬は、監査委員2名分の報酬であります。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄に記載してありますとおり九州各市監査委員会ほか2件の会費負担金等であります。歳出につきましては以上であります。

なお、歳入につきましては該当がありませんでした。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

事務局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、監査事務局所管の事項について、審査を一時中止します。

〔選挙管理委員会事務局入室〕

仮屋園一徳委員長

次に認定第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査に入ります。事務局長の説明を求めます。

新塘選挙管理委員会事務局長

認定第1号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

決算に関する説明書の40ページをお開きください。第2款総務費4項1目選挙管理委員会費ですが、1節報酬は、選挙管理委員会委員4名分の報酬であります。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄に記載してあります九州都市選挙管理委員会連合会ほか3件の負担金であります。

次の2目選挙啓発費ですが、7節報償費は、阿久根市明るい選挙推進協議会への出会謝金などあります。18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県明るい選挙推進協議会出水支会への負担金であります。

次に、3目衆議院議員選挙費は、昨年10月31日に執行しました衆議院議員選挙に要した経費であり、予算減額1037万7000円に対し、支出済額は1033万6339円で、不用額4万661円。執行率は99.6%となっております。このうち1節報酬は、投票所における投票立会人、期日前投票所の投票管理者や投票立会人及び投開票事務従事者等の報酬であります。12節委託料は、ポスター掲示場設置業務に要する経費が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県明るい選挙推進協議会出水支会への啓発事業の負担金であります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入の主なものについて御説明いたします。決算に関する説明書の20ページにお戻りください。第15款県支出金3項1目総務費委託金のうち4節選挙費委託金は、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおり、衆議院議員選挙費及び在外選挙人名簿登録事務委託費に係る県委託金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

事務局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止します。

〔選挙管理委員会事務局退室、会計課入室〕

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、会計課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

尻無濱会計課長

認定第1号中、会計課所管の事項について御説明します。

会計課は、主要事業の成果説明書について該当がありませんので、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき歳出から御説明します。

決算に関する説明書は34ページ、事項別明細書は16ページをお開きください。第2款総務費1項総務管理費6目会計管理費は、会計事務にかかる費用が主なものであります。なお、

8節旅費及び18節負担金、補助及び交付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催となった会議や参加を見合せた研修会の旅費及び出席負担金であり、不用となったものであります。

次に、決算に関する説明書は80ページ、事項別明細書は54ページをお開きください。第12款1項公債費2目利子22節償還金、利子及び割引料の予算現額4,536万円のうち会計課所管分の予算減額は52万1000円ではありますが、一時借入れの必要がなかったため、支出はありません。

次に歳入について御説明します。決算に関する説明書は24ページを、事項別明細書は11ページをお開きください。第20款諸収入2項1目市預金利子1節預金利子は、歳計現金の預金利子であります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、会計課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔会計課退室、企画調整課入室〕

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

福島企画調整課長

認定第1号中、企画調整課の所管する事項について御説明申し上げます。

初めに、令和3年度の企画調整課の主な事務事業について、主要事業の成果説明書により申し上げます。成果説明書の12ページをお開きください。キャッシュレス決済利用促進事業については、7月1日から8月1日まで実施の第1弾キャンペーン及び12月1日から28日まで実施の第2弾キャンペーンの結果、市内においてもキャッシュレス決済の取扱い事業者が増加し、決済総額は1億5000万円を超える額となりました。コロナ禍における新しい生活様式への対応の推進、また、地域経済の活性化に寄与したものと考えております。13ページになりますが、子育て世帯移住支援事業については、本事業を活用して市外から19世帯の移住があり、また、70万円分の共通商品券が交付された結果、移住定住の促進のみならず、地域経済の活性化、良好な地域社会の形成に寄与したところであります。14ページになります。合同会社トラストバンク阿久根への出資については、企業版ふるさと納税を原資として、現在、市で取組を進める地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業の実施主体である合同会社トラストバンク阿久根に対して出資をしたものであり、引き続き本事業を通じて、脱炭素の推進、地域内経済循環の構築に努めてまいりたいと考えています。15ページになります。高度無線環境整備推進事業については、地方創生臨時交付金等の国庫補助を活用して実施したものであり、本事業の実施により、市内の光ファイバー整備率は100%となったことから、地域間での通信格差の解消につながったものと考えております。16ページになりますが、「阿久根で縁結び」出会いサポート事業については、少

子化の抑制、未婚率の減少等を目的とし、婚活ボランティアの養成講座も含めて実施したものであります。しかしながらセミナーの参加者が想定より少ない人数にとどまったことから、今年度実施のセミナーについては対象者や開催方法等を見直すこととしております。17ページのタクシー事業者等事業継続支援給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大により発令されたまん延防止等重点措置を受け、市内のタクシー事業者及び運転代行業者に対して支援を行ったものであり、売上げの減少により経営状況が悪化した事業者の事業継続につながったものと考えております。18ページの乗合タクシー運行事業では、市内の42区において、1,688回にわたり、延べ3,110人の方々に利用いただいております。なお、本事業に関しては、まちづくりビジョンの取組状況の28ページに乗り合いタクシー1回当たりの乗合人数として記載されておまして、令和3年度の事業評価は、新型コロナによる外出の控えの影響もあったことから、C評価となっております。19ページになりますが、地域色づくり事業は、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化につながる取組を支援するため、総額で1086万9000円の補助金を交付したところであります。なお、令和4年度からは、世帯数が少ない区に対し十分な支援を行うため、防災支援措置と基本支援を一つにまとめ、区に一律の基本額及び区加入世帯に応じた金額を加算する形に基本支援を改訂した上で、引き続き支援を継続しております。なお、本事業に関しても、まちづくりビジョンの取組状況の40ページに活性化事業取組件数として掲載されており、令和3年度の評価は、新型コロナによる活動抑制の影響もあったことから、B評価となっております。

次に、決算の主な内容について御説明いたします。

歳出から歳入歳出決算事項別説明書及び決算に関する説明書により申し上げますが、事項別明細書は16ページから17ページにかけて、決算に関する説明書は35ページから36ページにかけてとなります。第2款総務費1項8目企画費は、予算現額6億2872万8000円に対して、支出済額が5億8538万7762円。執行率は93.1%であります。以下、節ごとに主なものについて御説明いたします。7節報償費は、まちづくりビジョン等施策検証委員会に係る出会謝金や子育て世帯移住支援事業で配付した共通商品券に係る費用が主なものであります。10節需用費は、官庁速報の購読、キャッシュレス決済利用促進事業に係るチラシ等の印刷費、消耗品の購入が主なものであります。12節委託料は、薩摩大川駅を除く市内おれんじ鉄道各駅の樹木管理業務、空き家コンテンツ等作成業務、婚活サポートセミナー講師派遣業務のほか、折口駅トイレの清掃業務が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金は、説明書35ページの備考欄の下から3番目に記載されているキャッシュレス決済利用促進事業、36ページに記載されている地域間幹線系統確保維持費補助事業、乗合タクシー運行事業、地域色づくり事業、高度無線環境整備推進事業、タクシー事業者等事業継続支援給付金が主なものであります。23節投資及び出資金は、成果説明書でも説明申し上げた合同会社トラストバンク阿久根に対する出資金であります。24節積立金は、寄附金等の実績により積み立てたものであり、その内訳は説明書欄の備考欄に記載のとおりであります。

次に、事項別明細書は22ページ、説明書は41ページになります。5項統計調査費1目統計調査総務費は、予算現額740万4000円に対して、支出済額は559万7342円で、執行率は75.6%であります。その主なものは、職員の人件費のほか市民所得推計事務及び市政要覧作成業務に係る委託料であります。

2目基幹統計調査費は、予算現額174万1000円に対して、支出済額99万1418円で、執行率

は56.9%であります。その主なものは、1節報酬であり、経済センサス調査に係る統計調査員等の報酬であります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について、決算に関する説明書により御説明いたします。説明書の14ページになります。第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち企画調整課所管分は、備考欄記載の地域少子化対策重点推進交付金及び地方創生臨時交付金となっており、うち地方創生臨時交付金については、各種の感染症感染防止対策事業、飲食店への時短協力要請金、高度無線環境整備推進事業、プレミアム付商品券事業、市内産品消費拡大促進事業などに活用したものであります。

次に17ページになります。第15款県支出金2項1目総務費県補助金は、原子力発電に関する住民広報等調査費として交付される広報調査等交付金や電源立地地域対策補助金が主なものであり、電源立地地域対策補助金は、消防署屈折はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール事業など5事業に活用しております。

次に、19ページになります。3項1目5節統計調査費委託金の主なものは、経済センサス調査に係る委託金であります。

次に、21ページから22ページにかけてとなります。第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち企画調整課所管分は、ふるさと創生基金、人材育成基金及び地域振興基金に係る利子であります。

次に、23ページになります。第17款寄附金1項2目総務費寄附金は、歳出でも御説明した企業版ふるさと納税に係るものであります。

また、第18款繰入金1項5目ふるさと創生基金繰入金は、フィルムコミッション事業に充当したものであり、10目地域振興基金繰入金は、子供医療費助成事業、地域色づくり事業などに充当したものであります。

次に25ページから26ページにかけてとなりますが、第20款諸収入5項4目雑入のうち企画調整課所管分の主なものについて御説明いたします。26ページ、説明書備考欄の場外車券売場設置市地元協力金は、サテライト阿久根の場外車券の売上げの一部が地元協力金として納入されたものであります。乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金は、乗合タクシー運行事業者に交付された前年度の運行実績に対する国庫補助金について、市から交付している乗合タクシー運行事業補助金と重複する部分が返納されたものであります。

最後に29ページになります。第21款市債1項1目総務債は、高度無線環境整備推進事業並びに肥薩おれんじ鉄道の経営安定化支援事業及び災害復旧事業に充当するために借り入れたものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前10時58分～午前11時10分)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

主要事業の成果説明書で、12ページ。2款1項8目企画費のキャッシュレス決済の件ですけれども。ここの現状と課題にもありますが、格差があると思うんですね。お店のほうでいえば、全国チェーンのコンビニエンスストア等で多く使われているのではないかと思う一方、個人の商店ではなかなか使われないのではないかという懸念。そして、使う側としても、若年層は多く使っているだろうけれども、中高年層以上は余り使われていないんじゃないか。そういった検証のためのデータは取得されてるんでしょうか。もしあれば教えてください。

福島企画調整課長

委員の質問の趣旨は、データを取得しているかどうかということだと思んですけど、データにつきましては、キャンペーン実施後、それぞれ実施事業者のほうから提供を受けております。ただ、細かい年代別ですとかそこら辺のデータにつきましては、部外費という形でいただいておりますので、我々のほうはこのいただいた結果を踏まえてですね、おっしゃるような改善と言いますか、そういったことの今後の展開の参考にするということに使っていきたいと考えております。

白石純一委員

そのデータを基に、私が推測した内容は、おおむね同じような内容として理解されているのかどうか教えてください。

福島企画調整課長

大手事業者、それからそれ以外の事業者というところにつきましては、申し訳げございません、こちらについては部外秘データとなっております。年代別ということに関して言えば、こちらの細かい数字についてはすいません、部外秘データなんですけど、確かに、伸び率に差はあるところですが、ただ、若年層も含めていずれ年代においても伸びているということはデータのほうで確認をされております。高齢者世代だからといって全く利用者が伸びていないということはないというふうにデータ上は出ております。

白石純一委員

大手のチェーンとそれ以外のところは、把握されてないんですか。比較ですね。個人商店とチェーン店を比較して。

福島企画調整課長

中小企業と大手企業の取引額ということで、そちらについてもデータはいただいております。こちらについても、個別の内訳については、部外秘資料ということでお示しはできませんが、ただ、大手だけでなく中小についても伸びているということについては、データでは確認できております。

白石純一委員

大手と中小の比較あるいは年齢層の比較、全てのカテゴリーで伸びてはいるというのは把握されてるということですが、私が言ってるのは、比較してどちらかに偏っているのではないかなという推測ができる。もしそうだとしたらですね、それを基に、今後どうやってその解消を図っていくかが行政の役割だと思いますので、その点についてどのように進めていかれるか教えてください。

福島企画調整課長

御指摘については、もっともなことであると考えておりまして、大企業だけでなく中小

企業、個人事業主まで広く行き渡っていかなければならないというふうに考えております。そちらにつきましては、当然、利用者のほうにも使っていただくようにならなければいけませんし、事業者についても利用いただけるように、今後、同様のキャンペーンをやるかどうかにつきましては、何とも言えない状況であります。もしやる場合には、そういった点も踏まえながら、どういった施策が考えられるかということのを少しでも検討してまいりたいと考えております。

中面幸人委員

成果説明書の14ページ、2款1項8目、合同会社トラストバンク阿久根への出資についてお伺いいたします。これは、企業版ふるさと納税でいただいた1,000万円の活用ということでございまして、この間の議員の一般質問の中で、株としての出資金ではなく、現在工事をしている工事費の経費に充てると捉えているような答弁であったように私は感じましたけれども、現状と課題の中で、地元企業等との一体的な推進体制を構築することが不可欠であると。言わば、地元の企業からそういう出資をしてもらわないといけないというふうな捉え方だとは思いますが、今、実際どれだけの地元からの寄附があるか分かりませんが、例えば、親会社のトラストバンクから30万とか、この寄附金の1,000万円。実際工事が進んでるんですが、多分この1,000万ぐらいの金額で、今の工事が、当然、続けられないと私は思うんですが、そうした場合に、当然、地元の企業の出資を受けないといけないわけで、もし受けられなかった場合、また新たに、こういう匿名によるふるさと納税があるのかなというのは気がしますが、そのあたりは、どういうふうに今後捉えていかれるんですか。もう、実際、工事が始まっていますよね。当然、1,000万円では終わらないと思います。どうでしょう。

福島企画調整課長

今回の事業費については、総事業費が約10億円を超える額となっております。その費用のうち3分の2は、まず国庫補助金を受けるということで、こちらについては、もう国庫補助金の内示をいただいておりますので、7億円以上の額については国庫補助金で手当てされることとなります。残りにつきましては、先ほどの委員がおっしゃった出資と借入金で賄うということになっておりまして、借入金につきましては、現状はトラストバンクから貸し付けているということになりますが、行く行くは地域の金融機関のほうに借換えしていきたいという意向を先方の事業者としては持っているという状況です。残りの出資につきましては、市が今のところ1,000万円出資しているという状況にありますが、こちらにつきましては、先ほどの委員からのお話もありました、地元企業から、まず、なるべく出資いただいでですね、残りについてトラストバンク、その他の企業が出資をしていくという形で今進められているという状況にあります。

中面幸人委員

もう実際、事業が始まっているわけで、例えば国から3分の2補助がある中、足りない分については借入れをする。それを親会社から考えているということで、言わば、トラストバンク阿久根という子会社が、例えば工事が終わって、電気を売れるように、正式にその会社が運用できるようになるまでは、やはり、親会社トラストバンクがやっぱりしっかりと面倒見てくれるという認識でよろしいんですか。

福島企画調整課長

この事業につきましては、採算性についても様々な形で出資いただく企業について説明

されているというところでありますので、そちらを通じて出資金が集まるということで事業を進められているというふうに考えております。

竹之内和満委員

主要事業の成果説明書19ページ、2款1項8目の集落活性化対策事業、地域色づくり事業についてお尋ねいたします。令和3年度、令和2年度から新型コロナウイルスの感染症の影響だと思っておりますが、2番目の活動活性化補助に関して、やっぱり区は相当減っておりますね。団体が3件。多いときで、令和元年度で6件あったみたいなんですけど、この団体の3件というのは、どういう団体で、どういう活動に対しての補助なんですか。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

令和3年度の活動活性化補助金の団体3件についてですが、大川ボランティアクラブ、牛之浜ボランティアクラブしおかぜ及び寺島会の3団体になります。さきの大川ボランティアクラブと牛之浜ボランティアクラブにつきましては、景観、道路等の除草作業、あと、花壇の整備活動等を行っていただいております。寺島会につきましては、寺島宗則記念館を活用しまして、おもてなしの活動をされていらっしゃる状況です。

竹之内和満委員

令和2年度も3団体が3件なんですけど、同じ団体が毎年もらえるものなんですか。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

この令和3年度までの制度では、継続して補助金を受けられる内容となっておりますけれども、令和4年度以降につきましては、制度の見直しを行いまして、最長3年まで、あわせて、初年度につきましては補助率が3分の2ですけれども、継続性を重視しまして、2年目以降は、補助率を2分の1に見直しを行っております。

竹之内和満委員

はい、了解しました。

もう一つなんですけど、3番目の施設整備補助。施設の整備補助に団体が入ってるんですけど、区だったら公民館の施設とかが考えられるんですけど、その団体の施設整備の補助はどのような内容ですか。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

この1団体につきましては、表川内のグラウンドゴルフ同好会の方々が、地域の空き地を利用してグラウンドゴルフを実施をするということで、空き地の整地につきまして補助をしたところです。

竹原信一委員

キャッシュレス決済利用推進事業の件なんですけども。これは、令和3年7月と12月にPay Payを使ったら2割引きで買えるということをしたわけですね。その2割引のサービスの分を阿久根市の税金から負担したと。分かってる人は2万円ほどの利益を得ることが、税金から利益を得ることができた事業であるというのは分かります。まず、この還元額2回分を足したのと決算額を比べると差が250万円ほどあるんですけども、この差額は何に使われたんですか。

福島企画調整課長

こちらに記載されている決算額につきましては、ここにあるポイント還元額だけではなくて、それに伴う決済の手数料、それから運営費、その他事業の周知に伴うチラシ等の印刷費、そういったものが含まれているとございます。ポイント還元額以外の分が差額

として出ているというところでございます。

竹原信一委員

そのチラシというのは阿久根市が。事業者がP a y P a yを使う。そして、ポイントのメリットの20%の分も事業者に払うわけでしょう。そのチラシは阿久根市が作るんですか。

福島企画調整課長

ポイント還元額につきましては、事業実施主体であるP a y P a yに払っているというところでございます。チラシにつきましては、地元の印刷業者に対して、今回のキャンペーンを周知するという意味で市から発注したということでございます。

竹原信一委員

この件は、非常に分かりにくいというか、問題があるという気がするんですよね。商品券を配るというような形で市民全体にお金を使っていたらこうというのが商品券割合だったわけですけども、このP a y P a yというのは、それ自体の有効性というか利便性があるって使われるようになるものじゃないですか。それに対して、税金を投入するほどの市外からの消費を呼び込む効果がそもそも期待できるようなものなのかというふうに疑問を持つわけですけども。その点について、この目的がですよ。市外からの消費を呼び込む効果があると思いますか。市外の人たちがP a y P a yの20%が還元されるから、阿久根で買おうというふうに思わないんじゃないかな。買ってみたら還元される。そんな話じゃないですかこれ。いかがでしょう。

福島企画調整課長

本事業につきまして、まず、実施した目的につきましては、コロナ渦における新しい生活様式ということで、非接触による感染防止対策ということも目的として行ったものがございます。あと、委員から話がありました、市外からの利用が見込まれるのかという点でございますけれども、事業を行っている期間につきましては、テレビからも広く周知されているという、広くですね、阿久根市で行っているということが周知されているところがございますし、実際、店頭でのぼり旗等も出ているところがございます。そういった点から考えれば、特に、通過されていく、阿久根市を目的としてではなく通過されていく方でもですね、例えば、阿久根市でこのキャンペーンやっているので阿久根市で買物していこうかといったような需要も取り込んだと思っておりますので、そういった点において市外からの需要についても、ある程度、今回見込めたといいますか、実績として上がったのではないかというふうに考えております。

竹原信一委員

7月に1回、12月に1回、阿久根を通ったときにたまたまのぼり旗が出たから、電子決済の利用促進に、それで買ったら利用促進につながる。そもそもですよ。問題というか狙うところはP a y P a yを使うようになってもらうことなんでしょう。そして、阿久根を通りかかった人は、P a y P a yを利用する人は、そもそも持っているわけじゃないですか、体制を。その人たちにわざわざお金を配るなんて、ほとんどこの目的がおかしくないですかということなんですよ、私が言ってるのは。P a y P a yの利用拡大、促進にはならないでしょう。もともと体制があつて便利だから使う人達に向かって、阿久根市の税金を使って2割引きにさせようなんていう発想自体が非常におかしいと思うんですよね。これによって市外の人たちが阿久根で使う。使うことが目的じゃなく、P a y P a yをキャンペーンする場っていうのは、それを使うようになってもらうことなんじゃないんですか。

いかがでしょう。

福島企画調整課長

目的につきましては、先ほど説明したとおりでありまして、まず、非接触ということで、キャッシュレスという形を、電子決済サービスを利用していただくということで接触を避ける。こういったことも一つの目的としていたわけでございます。また、事業者につきましても、市外利用を取り込むという形で先ほど説明したとおりということもございまして、今、電子決済というものが、これから恐らくさらに普及していくということが想定されるところです。そういったことから考えれば、やはり市内の事業者の競争力の確保という点においても、今後導入が進んでいくということもあると思いますので、そういった目的にも合致するというので、今回この事業を実施したというところでございます。

竹原信一委員

今の説明ではなかなか理解し難いところで、それによって、もう平常化されて皆さんが P a y P a y を使うようになったときにつながるようなやり方ではないと私は思いますけどね。

次にいきますね。13ページ、子育て世帯移住支援事業。これの中の交付金のほかに市内共通商品券。このような商品券をつくったということなんですか。

福島企画調整課長

こちらの商品券につきましては、商工会議所で発行されているものを使っているものがございます、出生祝い商品券と共通のものとして使っているというところでございます。

竹原信一委員

商工会議所から出されている商品券、日頃から出してるものがあるわけですか、商工会議所名で。何を渡したのっていう話、今日は。

福島企画調整課長

商工会議所が発行している共通商品券というものについて、市が子育て世帯移住支援用という形で経費を負担する形で、今回、この事業を行っているというところでございます。同様のものとして、子育ての祝いの出生商品券、こういったものが主要事業であるというところでございます。

竹原信一委員

いやいや、今のは質問の答えになってなくて。日頃から、商工会議所名で出してる商品券があるんですか。そして商店は、それを受ける体制ができていますか。そうしたらですよ、それを受け入れる体制ができていなければ商品券も使えないわけじゃないですか。どこが商品券使えるとかなんとか。そこのところをちゃんと説明してください。

福島企画調整課長

商工会議所で通常から発行している共通商品券というものがございまして、そちらは商工会議所が発行してるものがございます。同じ仕組みを利用させていただいて、この事業につきましては、市がその原資を負担する形で、この商品券を使わせていただいているところでございますので、もともと商工会議所で行っている事業であると考えております。

竹原信一委員

では、商工会議所に入っていないところでは使えないわけですね。

福島企画調整課長

対象店舗につきましては共通商品券で共通となっております。対象店舗がどこまで、委

員の御指摘の会員以外も含めてどうかにつきましては、確認してお答えさせていただきたいと思います。

竹原信一委員

大体、こう使いにくいものをわざわざやらんでいいのよ。子育て世代のことを純粋に考えてやっていただきたいなあ。こういう商品券なんかする事務費もまた別にかかるわけでしょう。

次に行きます。企画調整課の結婚応援セミナーの件です、16ページ。このセミナーはどんなふうな、講師ですよ、講師は何の話をするんですか。どっから来るんですかということなんですけど。そして、その講演を受けた、受講した人たちは、実際にはどういうことをすることになるんですか。受講したけども実際にそれを、結婚相談所をやるような体制になっているのかどうか。そして、受けた人たちは今どうなってるのかも分かっていなきゃいけないと思うんですよ。いかがでしょう。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

講師の方は、熊本県内でこのような結婚のセミナーをされたり、相談を受けていらっしゃる講師の方になります。この方が、講座の中で、どのような心構えであったり、服装、身なりですね、あと言葉遣い、あと、どういった考えでもって相手と接するののかといったようなことを5回講座で今回、セミナーをしていただきました。参加された方々は市内の方々でしたけれども、実際に阿久根市では婚活のイベントを実施しておりませんので、民間であったり他の自治体が開催をします婚活イベント等に実際に参加をされたり、出会いの場を求めて相手と接触を行うというところの機会を見つけるといったような形になると思います。

竹原信一委員

これは結婚を目的にした人じゃなくて、結婚を手伝うボランティアの人が講習を受けるわけでしょう。どうなんですか、違うんですか。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

2種類ございまして、一つは結婚を希望される方を支援、お手伝いをする、世話役さんですね。いわゆる肝いりどん、世話役さんと言われる方々の結婚ボランティアの養成講座が一つ。それからもう一つは、本人が、結婚を希望する方々を集めて、その方々に対して出会いであったり、交際をスムーズにするためのセミナーを開催するのが一つ。二つの部門に分かれております。

竹原信一委員

分かりました。それで、まずボランティアを、ボランティア養成の取組で1日開催したのが5名。そして、5回開催して17人集まってくれたのは、結婚をしたいという方々なんですね。それで、成果はいかがなんでしょうか。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

当初想定をしておりました参加人数が集まりませんでした。実際に10名程度、男性、女性募集を、応募をいただきましたところですけども、参加人数が当初の想定よりも低かったと。名称の中に、やはり結婚応援セミナーといったようなことで、結婚を前面に出しての募集をかけたところでありましたし、なかなか阿久根市の場合は、狭い地域になりますので、そういったセミナーに自分が実際に参加をしたということで、ほかの方々に知られてしまったりといったことで、なかなか後ろめたいというかですね、恥ずかしいと

いったような気持ちも恐らく働いたのではないかなあと考えております。こういった部分を、令和4年度以降の事業では見直しを考えているところでございます。

竹原信一委員

そうですね。なかなか行きにくい話であるという。男女比はいかがだったでしょうか。応援セミナーのほうは。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

女性が2名、男性が1名の参加でありました。

〔竹原信一委員「17名」と呼ぶ〕

17名ですね。延べの人数になりますので、実際は、薩摩川内市の職員の方も事業の参考ということで、中にオブザーバーとして入っていただいた数も含まれておりますので、そこが女性が2名ですね。5回のトータルの数字で、延べの人数で17名となっておりますけれども、内訳については男性が1名、女性が4名という内容です。

竹原信一委員

なかなか痛々しい結果になったわけですね。これ、考え直しましょうね、本当に。つらいところがあると思いますよ。

それから、19ページの地域色づくり事業。コミュニティーの活性化を図るための。これは、実際にお金を自治会に配るというだけの内容なんではないでしょうか。

福島企画調整課長

三つの支援メニューがありまして、地域活動支援につきましては、こちらは対象は区となっております。区に交付するというものとなっております。あと、活動活性化補助につきましては、地域活動に取り組む、地域の活性化活動に取り組む区、それから団体が対象となっております。施設整備補助につきましては、こちらも地域活性化に取り組む施設整備に関して、区、団体を対象としてそれぞれ支援を行っているというものでございます。

白石純一委員

成果説明書の14ページ、2款1項8目、トラストバンク阿久根への出資ですが、事業の目的の一行目の後半の地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業に関連して。これは、令和3年度の市の事業として予算はなかったと思うんですが、その理解でよろしいですか。

福島企画調整課長

当初予算、それから補正予算等ではなかったところでございますが、最終補正で専決したというものでございます。最終補正の予算で専決したというところでございます。

白石純一委員

企業版ふるさと納税の制度というのは、寄附をいただいて、その寄附を原資に、その年度中に、市が行う、予算組みして行う事業に充てるものだという理解ですが、そうすると、その時点で市の事業ゼロのところ、しかも、市の事業ではなく民間事業者に出資して、それを市の事業としたということではないでしょうか。

福島企画調整課長

歳入につきましては、御指摘のとおり1,000万円の寄附があったということで、それを踏まえて、市として令和3年度中にこの1,000万円の出資を行ったというところでございます。実際の支払いにつきましては、議会のほうでも御説明しましたが、出納整理期間中の5月のほうに支払ったというものでございます。

白石純一委員

私の質問は、市の事業費はゼロなのに、そこで民間事業者に出資することが市の事業として認められるのでしょうかということです。

福島企画調整課長

市の事業費につきましては、この出資金1,000万円が事業費になるというふうに考えております。

白石純一委員

鶏と卵ですね。市の事業はないところに、ないことが前提で、ないです。そのときに民間企業に、市の事業ではない民間の事業に1,000万出資する。そしてそれを市の事業とするということは、矛盾してないんですか。

福島企画調整課長

事業の整備という観点では確かに民間が行っているものでございますが、市は出資ということで、これが事業というふうに考えておりますので、事業費は1,000万円という考え方でございます。

〔発言する者あり〕

仮屋園一徳委員長

休憩に入ります。

(休憩 午前11時47分～午前11時48分)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

白石純一委員

同じことで、ちょっと視点を変えて質問です。市内の事業者への説明会がもう既に7月でしょうか、8月でしょうか、行われたと理解してますが、3～4か月経ってもその市内の事業者から出資がないということは、市内の事業者に対して魅力的に映ってないというふうに私は言えると思うんですが、その点はどう考えてらっしゃいますか。

福島企画調整課長

説明会は7月に行われているところでございまして、今、地元の企業のほうで検討が進められているというふうに理解はしております。ですので、実際どうするかと判断されるのは、当然、事業者のほうですので、引き続き分かりやすい説明等については、市としても協力していきたいと考えております。

濱田洋一委員

成果説明書の19ページですが、地域色づくり事業のことについて教えてください。先ほど、ほかの委員の方々から事業実施状況の令和3年度活動活性化補助を団体3件ということで、大川ボランティア、牛之浜ボランティア、寺島会、3件の団体ということでお話をいただきました。これまでは、それぞれ年度ごとに申請をされて補助を受けているという状況だと。しかしながら、先ほど課長補佐の説明の中では、令和4年度からは最長3年間、同じ団体が3年間ですかね、そこら辺をちょっと詳しく教えていただければと思います。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

令和4年度からも単年度ごとでの申請になりますので、同一団体が同一内容で申請をさ

れる場合は、最長3年といった取扱いで、各年度ごとに申請をしていただくこととなります。

濱田洋一委員

申請の仕方というのは単年度ごとということで、これまでと変わらないということですが、その団体が同じ目的で申請するのが、令和4年度からは、いわゆる3年というか3回までということになるんですかね。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

はい。そのとおりです。

濱田洋一委員

例えば、同じ団体が、目的で、同じような取組をされると。例えば、令和4年度であれば4～6年、7年度以降については同じ目的で活動されても補助対象にはならないということなんですかね。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

この地域色づくり事業補助金の制度が3年ごとに見直しを行うということで、今回、令和3年度が3年目になりましたので、内容の見直しを行いまして、令和4年度から中身を一部改正をしたところです。ですので、令和7年度以降につきましては、令和6年度の最終年度に改めてその内容を検討しまして、内容が固まりますので、令和7年度以降につきましては、その団体につきましては、恐らく最長3年ということですのでしておりますので、同一内容での申請というのは補助の対象にはならないと考えております。補助金をもらわなければその活動が継続できないといったものではなくて、やはり自立、初期導入ですね、スムーズに活動が実施できるような体制を整えていただいて、自分たちでその活動が継続していけるような工夫といったものもしていただきたいというふうに考えておりますので、最長3年と補助対象期間をさせていただいたところです。

濱田洋一委員

分かりました。ありがとうございます。

もう1点ですが、同じく成果説明書の16ページ、出会いサポート事業ということで、現在、少子化対策また人口減少を緩やかにするために、こういった事業については非常に効果的というか、長い目で見ないといけない事業ですけれども、継続していくべき事業だと思います。その中で、先ほどほかの委員からもありましたけれども、結婚ボランティア養成講座、もう一つが、本人さんが出られるセミナーということで二つの事業をされたということですがけれども、最初の、このいわゆる肝いりどん事業。前回、私も委員会かどこで話をさせてもらったかと思っておりますけれども、この5名の方々というのは、例えば、この講座を受講されて、市が何らか、委嘱というか何かそういうような手続を取られたんですか。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

委嘱等の特段の取扱いを行っておりません。昨年度は、セミナーの開催で受講していただいたのみとなっております。

濱田洋一委員

私が今、話をしたのは、肝いりどん、仲介役の方で、ボランティアで養成講座が開催された。今の補佐のお話では、委嘱というか、何ら市のほうとしては、ただ講座を開いただけで、例えば、誰々さん、講座を受けられた方に委嘱いたしますとか、そういう肝いりどんのメンバーということとか、そういうのは全くないということよろしいですか。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

失礼しました。既に自分の周りですすね、いろいろな紹介や仲介をされていらっしゃる方もおりますので、実際にボランティア養成講座を受けられて、人にお話をされる際に留意すべき点であったり、こういった形で接すればよいかといったような講座の内容でしたので、そういったことを日頃の御自身がされていらっしゃる活動の中で生かしていただくといったような内容となっております。市としてボランティアの登録、名簿には登載をしておりますけれども、直接の委嘱状交付といったものはしておりません。令和4年度も同様の事業を継続しておりますので、そういった内容等、人を、そこを増やして行って、人をつないでいただく活動をしていただきたいというふうに考えておりますので、その辺りの部分も、ボランティアといいながらですけれども、委嘱等の部分も検討してまいりたいと思います。

仮屋園一徳委員長

特別の委託はしてないということですね、市からの。ボランティアの方に対しては。

濱田洋一委員

私がこの、いわゆる肝いりどんの方々の委嘱は市のほうではなかったんでしょうかとお聞きしたのはですね、南さつま市が、昨年解散されたと思うんですが、はっきりした数字はちょっと私もあれですけれども、13年間ぐらいで40数組の縁結びといいますか、そういうことで実績があったということで新聞報道等であったかと思うんです。ですから、それは、南さつま市においては、肝いりどん事業ということで事業化して、委嘱をそういうボランティアといいますか、そういう方々にされて、市も一緒になって取組をされたということで、私は10数年、そういった事業をされて、40数組の方々の縁結びがあったというのは、非常によかったのではないかなと思っていますものですから、また、市のほうとしても、いろんな観点から考えていただければと思います。何がいいかですね。

そして、この婚活の応援セミナーですけれども、やはり、先ほども説明がありましたけれども、セミナーとかなればですよ、我々がその立場になった場合に、なかなか堅苦しいというか、ちょっと恥ずかしいなとかいうことも非常にあるかと思っていますので、もっと肩の力を抜いて、リラックスした形で望めるようなといいますか、セミナーというか。セミナーといえば、いろいろこう、さっきも言われましたけど、身なりであったり、言葉遣いであったりとかっていう話をされましたけれども、型にはまらないようなことで、やはりリラックスして、そういったところに望められるように、何かいいやり方がないのか、もう一度考えていただければと思います。セミナーとすればなかなか行きたくても行けないというか、ちょっと恥ずかしいよねとか、行っても自分に合わなかったとか、やっぱりそういうのがあられるかと思っていますので、その辺を踏まえてですね、これは単年度ではいきませんので、例えば、3年後、5年後、10年後、こういった姿であるべきというのをですね、考えてやっていただきたいと思います。

山田勝委員

関連です。今、婚活とかいろいろ言うけどね。成功すれば、仲をとった人にはどれだけギャラをくれるの、あなたたちは。お札をどれくらいするの。

尾上企画調整課長補佐兼地域振興係長

成功報酬等は想定をしておりますので、そこもまた検討させていただきたいと思います。

山田勝委員

あなたたちはね、ギャラをもらって仕事だよ、仕事。人には一生懸命しろしろと言って、ボランティアでしてくださいって、誰がするか。成功したら10万あげますよ、20万あげますよという一生懸命しますよ。特にね、65歳まで働いて、後は何をしようかといった人は、プラスアルファの収入があったらやりますよ。あなたたちみたいなこれ、絶対できない。そんな生ぬるい話じゃないよ。あなたたちは自分の仕事だから、給料の範囲だからやるよ。協力してもらった人たちは、ボランティアはボランティアで。しません。これは検討し直さないと成果は上がらない。だから私ね、どこかのまちが成功した、成功したというけどね、何らかの形でね、やっぱり成功報酬をやらないとね、やらないから。それぐらいは検討してよ。もう絶対できないから。阿久根市のあなたたちの発想ぐらいでは絶対一歩も進まない。

要望だけだね。見つける人は一人で何人でも見つける男性もいるのだから。女性も何人でも見つける女性もいるんだからね。だから、所詮、そういう社会の世界なのだから。一生懸命ボランティアでいろいろ言うけどね、成功報酬か何かをやらない限り一生懸命しないよ。

仮屋園一徳委員長

要望でよろしいですか。

山田勝委員

要望だけど、絶対それをしないとできない。僕がまた議員になっていたら、また言いますよ、これは来年も。できないのをするなって。

仮屋園一徳委員長

要望でよろしいですか。

〔山田勝委員「はい」と呼ぶ〕

ほかに質疑ありませんか。

福島企画調整課長

先ほど竹原委員の質問の中で、共通商品券の取扱い店舗の話がございましたが、こちらにつきましては現状172店舗が対象となっております。こちらにつきましては、商工会議所会員かどうかということとは関係なく、取扱い加盟店として加盟申請があれば随時受け付けるという形で決定されてるところでございますので、必ずしも商工会議所の会員に限られたわけではございません。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止します。

この際、午前中の審査を一時中止し、休憩します。

〔企画調整課退室〕

(休憩 午後0時4分～午後1時3分)

〔総務課入室〕

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、認定第1号中、総務課所管の事項について、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野総務課長

認定第1号中、総務課の所管に属する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。

成果説明書の1ページをお開きください。第2款1項1目一般管理費の集落支援員事務については、現在2名の支援員により、区長宅訪問や集落の巡回、点検活動を通じ、地域情報の速やかな把握と共有を図りながら、地域の課題解決に向けた取組を進めています。事業の成果欄にもありますが、令和3年度は、住民参加による複数回のワークショップを開催し、集落の活性化や共助の取組を考える機会づくりを行ったところでございます。

2ページになります。同じく1目一般管理費の防犯灯LED化推進事業については、令和元年度から令和5年度までを期間として整備を進めており、各区が設置・管理している防犯灯のLED化を推進するため、事業を実施する防犯組合連絡協議会に対し補助金を交付するものでございます。令和3年度においては、32区において合計222灯がLED防犯灯に切り替わり、防犯効果の向上をはじめ各区の電気料の低減にも寄与しております。なお、令和3年度末現在のLED化率は約66.8%となっております。本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の32ページに記載があり、令和3年度の事業評価は、事業が順調に進んでいることから評価はAとなっております。

3ページになります。2目職員研修費の職員研修事業については、職員の事務処理能力及び政策形成能力等の向上を目的に実施する研修会等に係る費用であり、自治研修センター等への委託研修や市の独自研修のほか、総務省への研修派遣等を引き続き実施し、職務に対する意識を高め、事務処理能力の向上に取り組んできたところです。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの研修会が中止となる一方で、オンラインで開催される研修も増えてきていることから、今後も継続した研修参加を図っていきたいと考えております。

4ページになりますが、3目広報費の広報用放送施設整備事業は、各区の広報用無線施設について、現在のアナログ無線設備が電波法の改正により将来使用できなくなることから、デジタル無線設備への更新が必要な区において順次更新を行うものです。現状と課題にありますように、更新が必要な35区のうち令和3年度までに25区の整備が完了し、残り10区については今年度までに更新を完了する予定です。

5ページになります。16目庁舎管理費の市庁舎改修工事は、平成30年度の庁舎長寿命化調査結果を踏まえ、令和2年度から2か年にわたり実施したもので、昨年度は、庁舎外部改修工事として、屋上防水工事と外壁改修工事を実施したところです。

6ページになります。17目電算管理費の各種証明書のコンビニ交付については、新型コロナウイルス感染症対策事業として取り組み、本年4月1日からサービスの提供を開始しております。全国の主要なコンビニエンスストアで午前6時30分から午後11時まで、マイナンバーカードを利用して住民票の写し等を取得できるようになったもので、説明書

には5月末までの2か月間の実績を記載してありますが、本年4月から9月までの交付実績は、住民票の写し176件、印鑑登録証明書116件、各種税証明書57件の合計349件の交付実績となっているところです。

7ページになりますが、第9款消防費1項4目災害対策費の災害対策用備蓄整備更新事業については、市域で大規模な災害が発生した場合に、避難者等を1,500人と想定し、3日分の食料、飲料水、毛布、災害用袋式トイレなどの生活必需品、ブルーシート等の資機材などを整備しているところです。令和3年度は、備蓄品の更新を行うとともに、ウェットティッシュ、ゴミ袋、ゴム手袋等、衛生用品や生理用品の整備・更新を行ったところです。今後も計画的な備蓄品の購入、更新を進めてまいります。

8ページをお願いいたします。同じく、4目災害対策費の防災マップ作成事業は、防災情報管理システムの土砂災害、津波等のハザード情報等を更新するとともに、市内全戸に各種災害への備えや避難情報を掲載した新たな防災ガイドマップを配布したものです。災害に関する情報については今後も定期的に更新を図り、市民へ防災に関する適切な情報を提供していく必要があると考えております。

以上で成果説明書の説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主な事項について御説明いたします。

決算に関する説明書は32ページ、事項別明細書は14ページをお開きください。歳出から御説明いたします。

第2款総務費1項1目一般管理費は、主に総務課の職員等の人件費や区長業務委託料、防犯活動に係る費用であります。それでは節ごとに主な事項について御説明いたします。1節報酬は、電話交換・放送業務、市民相談窓口事務、集落支援員の各会計年度任用職員の報酬が主なものであり、2節給料から4節共済費までは、特別職2名と職員の人件費及び会計年度任用職員の社会保険料であります。3節職員手当等には、特別職及び一般職員の退職手当に係る区市町村総合事務組合負担金が含まれております。8節旅費は、特別職を含む職員分の普通旅費及び会計年度任用職員等の通勤費相当額等であり、9節は、市長の交際費であります。説明書は33ページ、事項別明細書は15ページに入り、12節委託料は、説明書備考欄に記載のとおり顧問弁護士委託料のほか7件の委託料であります。18節負担金、補助及び交付金は、説明書備考欄に記載の各種団体への負担金や補助金であり、主要事業の成果説明書で御説明した防犯灯LED化推進事業補助金のほか10件であります。24節積立金は、退職手当準備基金に積み立てるものであり、退職手当に係る区市町村総合事務組合負担金の精算等に備えて積み立てたものであります。なお、令和3年度末の退職手当準備基金残高は1億7195万8522円となっております。

次に、2目職員研修費は、主に職員の執務能力の向上を目的とした研修会等への参加に係る費用であります。8節旅費は、総務省への派遣研修に係る旅費のほか、研修会の講師招聘に係る旅費が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金は、各種の研修会参加に係る負担金が多くなっております。なお、令和3年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、研修会の中止等が相次いだことから減額補正を行ったところでもあります。

次に、3目広報費は、主に広報あくねの発行や防災行政無線の放送施設の整備に係る費用であります。10節需用費は、広報あくねの印刷代が多くなっております。11節役務費は、広報あくねの発送経費が多くなっております。18節負担金、補助及び交付金は、主要事業の

成果説明書で御説明した区の放送設備をデジタル無線放送設備更新を行った市内12区に対する広報用放送施設整備事業補助金が主なものです。

説明書は34ページになります。次に、4目文書費は、例規システムの運用や図書追録費、印刷機等の借りに係る費用が主なものであり、12節委託料は、例規集のデータ更新等業務委託料。事項別明細書は16ページに入り、13節使用料及び賃借料は、例規執務システム使用料と高速印刷機等のリース料が主なものであります。

次に、7目財産管理費のうち総務課分は、主に公用車の運行や管理にかかる費用であります。1節報酬は、マイクロバス等を運転する会計年度任用職員の報酬であり、10節需用費のうち総務課分は938万2875円で、公用車の燃料代や修繕料などであり、11節役務費のうち総務課分は417万2382円は、公用車の自動車損害保険料及び車検整備等の手数料などです。13節使用料のうち総務課分は37万7480円であり、職員等の出張時における高速道路のETC利用料金です。17節備品購入費は、公用車のドライブレコーダー及びバックモニターを購入したものであります。

説明書は37ページ、事項別明細書は18ページになります。13目交通安全対策費の1節報酬は、交通安全指導等業務会計年度任用職員の報酬であり、18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区交通安全協会への負担金のほか2件であります。交通安全対策事業に関するまちづくりビジョンの取組状況については、資料の32ページに交通事故発生件数が記載されております。令和3年度の交通事故発生件数は28件であり、基準値及び目標値を下回っていることから評価はAとなっているところです。

次に、16目庁舎管理費は、市庁舎の維持管理に係る費用のほか、令和3年度は市庁舎の外部改修工事費用が主なものとなっております。1節報酬は、庁舎・公用車管理員及び市役所庁舎警備員の会計年度任用職員の報酬であり、10節需用費は、庁舎における光熱水費と燃料費が主なものであります。12節委託料は、説明書備考欄に記載の冷暖房機保守点検業務ほか13件の庁舎管理業務委託料などであり、14節工事請負費は、主要事業の生活説明書でも申しあげました市庁舎の屋上防水及び外壁改修工事であります。決算に関する説明書は38ページに入り、16節公有財産購入費は、多目的トイレへのおむつ交換台の設置や情報管理係執務室の空調機交換であり、17節備品購入費は、庁内窓口におけるローカウンター購入費用が主なものであります。

事項別明細書は19ページになります。次に、17目電算管理費は、市の各種電算システムの運用に係る費用であります。1節報酬は、電算関係の情報管理事務会計年度任用職員の報酬であり、10節需用費は、電算関係の消耗品等の購入費が主なもので、11節役務費は、庁舎及び庁外施設等の電算専用回線使用料が主なものであります。12節委託料は、決算に関する説明書は38ページの備考欄に記載されている電算システム等保守点検業務のほか、6件のシステム運用関連業務等の委託料であります。13節使用料及び賃借料は、システム機器やパソコン等のリース料が主なものであります。また、18節負担金、補助及び交付金は、住民記録や税、財務会計システムなどの利用に係る電算システムサポート負担金であり、説明書備考欄に記載の地方公共団体情報システム機構への負担金ほか5件であります。

次に説明書は68ページ、事項別明細書は45ページになります。第9款消防費1項4目災害対策費は、防災行政無線の整備や災害時に備えるための事業に要する費用であります。3節職員手当等は、大雨及び台風時の災害警戒避難所等の対応に当たった職員の時間外勤務手当であり、10節需用費及び12節委託料については、主要事業の成果説明書で御説明し

たとおり災害対策用備蓄品の整備・更新や新たな防災マップ作成のほか、防災行政無線保守業務に係る経費であります。18節負担金、補助及び交付金は、県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会等への負担金であります。

以上で歳出を終わり、次は歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は10ページ、事項別明細書は4ページをお開きください。決算に関する説明書の備考欄を中心に御説明いたします。第13款使用料及び手数料1項1目総務使用料のうち総務課分は、本庁舎敷地内にある現金自動預払機や職員労働組合の庁舎使用料57万5207円であります。次に説明書は12ページ、事項別明細書は5ページとなります。同じく2項1目総務手数料のうち総務課分は、地縁団体証明などの発行手数料2,000円であります。

説明書は14ページ、事項別明細書は6ページになります。第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち総務課分は、社会保障・税番号制度システム整備費106万4000円であり、マイナンバー関係のシステム運用交付金に充当しております。説明書は15ページ、事項別明細書は6ページから7ページにかけてになりますが、同じく8目消防費国庫補助金の160万円は、主要事業の成果説明書で御説明いたしました防災マップ作成に関する交付金であります。

次に、説明書は19ページ、事項別明細書は8ページとなりますが、第15款県支出金3項1目総務費委託金のうち総務課分は、県政かわら版等の配布委託料と市町村権限移譲交付金の5万円のうち新たに生じた土地の確認事務に対する交付金2万円であります。なお、残り3万円は消防係所管の火薬類取締法に関する事務に対する交付金であります。

説明書は21ページ、事項別明細書は9ページ。第16款財産収入1項1目財産貸付収入のうち総務課分は、庁舎内の自動販売機の貸付料86万2990円です。同じく2目利子及び配当金のうち総務課分は、退職手当準備基金利子など8万8314円です。

説明書は23ページ、事項別明細書は11ページとなります。第18款繰入金1項10目地域振興基金繰入金のうち総務課分は1506万7000円であり、広報用放送施設整備事業に充当したものです。説明書は24ページになり、同じく2項4目交通災害共済特別会計繰入金の300万円は、交通災害共済特別会計からの繰入れであり、市道の区画線、ガードレールの設置等を行う交通安全施設整備事業に充当したものであります。

次に、説明書は25ページ、事項別明細書は12ページになりますが、第20款諸収入5項4目雑入のうち総務課分の主なものは、説明書備考欄中段ほどの広報あくね広告料とその下のホームページ広告料はそれぞれ事業者からの広告料であり、職員給与等負担金は、当市から職員を派遣している後期高齢者医療広域連合、鹿児島県及び熊本県県芦北町への派遣職員4名分のそれぞれの団体からの負担金となります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

集落支援員2名を雇用し、集落の状況把握、あるいは住民が主体となって地域の高齢者を支援するなどというのがありますが、この集落支援員というのは、阿久根市がどのような形でどのような人を雇ったのでしょうか。

中野総務課長

集落支援員2名については、特段の資格というものはございません。ただ、地域の実情に詳しい方、これまでの経歴を見て採用しているものでありますが、地域を巡回していただいて、区長さんとのつなぎ、それから、集落の状況等を把握していろんな課に情報をつないでいただいて、円滑な行政事務にしようというふうな形で雇用をしているところでございます。

竹原信一委員

阿久根市で2人なんですか、集落ごとに2人なんですか。

中野総務課長

申し訳ありません。阿久根市が雇用をしているところです。

竹原信一委員

阿久根市が2人。それでですね。今、地域という言葉が使われたり、市という言葉が使われたりしていますけれども、地域の事情に詳しい方ではなくて、阿久根市内全域についてよくお分かりのはずの方を雇用したということなんですね。これはですね、地域住民主体の話ではなくて、阿久根市が主導する体制をつくるためというふうに考えられますよね。その地域地域の特性について、市全体から2人しか選んでない。しかも、どちらかといえれば統率ですよ。それぞれの集落あるいは地域の小さなところ、そういう人達が主体となるという言葉の表現とは意味が違うんじゃないかな。いかがでしょうか。

中野総務課長

阿久根市でもって、市が主導というような形で受け取られるようなという形ですけども、そもそもが、この活動内容というのが、地域が抱える課題、問題、その他、資源財産の把握を行って、市の各種制度の案内周知、補助金説明。それから、要望書等の作成業務を行うほか、区長さんからいろんな御要望、地域を巡回する中で出された意見等を各事業課あるいは関係課へつなぐということもございます。職員が、通常業務では把握が困難な地域の事情、情報をお2人の方に集めていただいて、集落がいかに活性化していくか。それから、人口減少が進む中で、集落をどのようにして活性化し、維持していくかのお手伝いをしているというところでございまして、集落と行政をつなぐ重要な役割を担っていただいているというところでございます。

竹原信一委員

非常に重要な仕事ですよ。集落というよりも市民と阿久根市役所のつなぎ目。そして市役所の内部の連携についてまで関わる。こういうのですね、市役所職員の仕事じゃないですか、これ。臨時で雇ったような人にしてもらうようなことでもないし、そもそもですね、市民の財産について把握できないですよ。市の職員ならできるんですよ。内部についても分かっている、新鮮な情報を得て、相談に乗るということを市の職員ならできますけれども、ここで雇った人2名に全体のことをとかね、それ荷が重過ぎはしませんか。いかがでしょう。

中野総務課長

職員について、直接やるべきではないかというところですけども、専門的に、職員数も、正規職員も限られている中で、日常的に地域を巡回するという部分を担ってもらっているところでございます。連絡の調整の中継ぎはしていただきますけれども、実際にその情報等を基に行政事務を処理するのが正規の職員の役割であって、役割的には、責

任的には重いところもございますけれども、そのつなぎをしていただくというところで役目を担っていただいているところでございます。

竹原信一委員

重過ぎますね。そして、伝えちゃいけない情報もあるでしょう、市役所として。そういう重い荷も背負わせながら、この情報は教えられませんよなんていう状況もあったりして、適切な対応できるわけがないと思いますよ。それだったら、市の職員のほうがもっと出ていくといたしますかね、状況を把握する。靴の上から汗を書くようなこういう仕事のやり方はちょっと、かなり問題があると思いますよ。一応考え直してもらいたいと思います。

次に行きます。3ページのやつ。メンタル不調による病気休暇取得者数が減少した。大体、状況はどうなんですか。そもそも何人ぐらいメンタル不調な状況に陥ったりしてるわけですか。そして、どういう、入ってから何年目が多いとかそういった話をちょっと説明してください。

中野総務課長

令和3年度において、メンタル不調を訴えて病気休暇等を取得した職員は、総計で11名に上ったところですよ。そういった状況を受けまして、前からもそのようなメンタル不調者に対するケアというものは行ってきたわけですけども、メンタルヘルスのラインケア研修等、それから相談業務等を行いまして、本年度については3名の不調者というようなことで、減少しているところでございます。メンタル不調者の病休に至った原因というところは、業務の多忙な時期に接したり、あるいは、職場の人間関係等でメンタル不調を訴える職員がいるということが主な原因でございます。

竹原信一委員

研修は、誰が受けるんですか、これは。受けたんですか。そのメンタル不調を訴えた人が受けるんですか。それとも、幹部職員が受けて体制を見直そうという話になるわけですか。どういうことなんですか。

中野総務課長

メンタルヘルスのラインケア研修につきましては、係長職あるいは課長職を含めた職場の上司等について、メンタルヘルス、病休者を、メンタル不調者を出さない仕事の進め方あるいは対話の在り方等を研修をしているところでございます。不調者につきましては、それぞれ、総務課、それから、相談業務を委託をしています医療機関等について相談業務を受け付けているところでございます。

竹原信一委員

その前の段階ですとね、メンタル不調がおこるような職場のそもそもの原因は何であったのか。そして、その処理といたしますか、改善はどのようにしたのか教えてください。

中野総務課長

日々の業務においては、年間を通して一定の業務量ということではございません。あるいは、組織機構改革等において業務量が増減するところがございます。そこに見合った人員数が配置できればそれでよろしいわけなんですけども、なかなかその業務量の増減に応じて職員を柔軟に対応するということが、今、なかなか難しい、困難な状況にあります。そういったことで、補充が難しい状況においては、やはりその事業量の振り分けについて、職員の振り分け等について、職員の業務の振り分けについていろんな工夫をしてもらうというような指示を出しているところでございます。また、可能ならば、例えば、会計年度

任用職員、臨時の職員、あるいは、改善に向けましては、不調者の要望等を聞いてですね、対応していく。また、不調者については、いきなり復職というわけではなくて、短時間勤務等を加えながら、徐々に職場にならして、復職を図っていくというような対応をとっているところです。

竹原信一委員

そもそも全体の仕事の量としてはですね、民間と比べて多いとは言えないんですよ、役所仕事というのは。だから、その日頃の仕事の在り方、それから、責任という言葉に置き換えられるところの過剰な責任感。本当は権限がないのに、あなたの責任だよみたいに言われて、結果を求められる方向に引っ張っていかなきゃいかんという、言ってみればうそを書かされるみたいなことが起こってるわけですよ、あちこちで。だからね、仕事自体に対する取組というのを、やり方を根本的に考えなきゃいけないと思いますよ、役所というのは。権限がないのに責任が重い。そして、何とかつくり上げないかんというような状況ね。それはね、よくないんじゃないかなと思います。皆さんがもうちょっと一緒に、日頃から正直にね、全体として取り組むというかな、お互いのことを、これをうちの課のもんだからとかね、これはあっちの課だからって取り組まない。例えば、この間、公園の掃除をしてもらいましたよ。木を切ってもらいましたよ。どうするのかなと思ったら、日頃そんな仕事をしてない、公園管理のほうの人間が草刈りに行かないかん。日頃やってる道路維持の人たちは使うわけいかんみたいな。どうもおかしいじゃないかと。日頃からお互いにさ、交流をよくしてというか、やっていけば済む話なのに、もうちょっと縄張り意識みたいなものをとり払って仕事をしていただきたいと思います。質問はいいです。

次に、放送用デジタル、4ページですね。安心・安全な地域づくりに寄与したと、この話なんですけれども、この共同施工による事業実施の可能性や事業費を調査して、共同というのはどういう意味なんですか。阿久根市と地域という意味ですか。

中野総務課長

ここについては、現在、集落の人員というのが少なくなっている現状です。共同というのは、例えば、一つの集落ではなくて、二つ、三つの集落が共同して、その事業に取り組むということで共同という言葉を使用しているところです。

竹原信一委員

こういったことっていうのは、無線設備なんていうのは、阿久根市が全体のものを決めるわけですよ。前回のときはですよ、本来は市が決めればいいのに集落で機種をばらばらにしてしまったものだから、こういう追加のお金をするはめになったわけなんですけども。この阿久根市が統率してるものをですよ、地域の自治会ごとの仕事だよ、あるいは、この今の表現の協働、それぞれに手を握ってくださいねみたいな話はおかしいんじゃないですか。阿久根市が統率するんだったらちゃんとそれでやればいい話なのに、自主体制なんか必要ないじゃないですか、伝達情報システムに。阿久根市が統率すればこそその話なんですけど、どうしてこういうそれぞれの地域の責任にすり変えてしまうのかがよく分からないんですけども、ここ説明してもらえませんか。

中野総務課長

負担費用の在り方の問題というふうに捉えるところなんですけども、いわゆる、市からのお知らせ、あるいは、市全体に対するお知らせについては、市のほうで一斉にこういった放送設備を使ってお伝えしているところでございますけれども、また、区は区でもって

いろんな情報等を区民に周知する、独自で周知するというようなところもございます。費用分担の問題について、全て市がそこを行うというのはなかなか財政的にも難しいところがあって、負担を区でもしていただいているというところだというふうに考えます。

竹原信一委員

だからですよ、こういったものというのは、阿久根市全域で、全ての人が一戸当たりの金額が同じようにするように、調整を阿久根市がしていいんじゃないんですか。平等に、負担。受ける利益とかどうか分からないけれども、利便性というのも平等にという考え方で取り組めばいいんじゃないですか。それを何で集落ごとによって、うちの区は幾ら払わないかん、あっちの区はいくらと違いが出てくるのはおかしくないですか。

中野総務課長

戸別受信機の整備については、1基当たり2万を超える場合については1戸につき1万が上限ということで、上限は1万ということで均一になっているところです。それから、親機の部分については、各区の負担が、小さいところはなかなか大きな負担ができないというようなところがございますので、負担比率については30～85%までの間で、区の戸数に応じて、その負担率を変えて負担をしていただいているというところがございます。一律の戸別の負担というのは、戸別受信機についてはほぼ1万円で均一化が図られているところがございます。

竹原信一委員

結果的にですよ、各戸ごとのお金が同じようになるようにすることは阿久根市でできるはずなんです。少しは今、説明があったとおりに工夫をしてるように見えますけど、そこがきちんと統制できるじゃないですか。どうもねえ。中途半端な分割の仕方というのは疑問がありますよ。阿久根市ならどこに来て同じようなサービスを受けれるという状況じゃないですよ、このやり方は。できるものはちゃんとやってほしいなと思います。

では次に、庁舎の地盤沈下を報告を受けたところであるなんて書いてありますけども、一体どういうことなのか。日頃庁舎にいるじゃないですか。報告を受けなきゃ分からなかったのか。自分たちがいて、いつもその辺でたばこ吸ったりなんだったりして見てきているものに、何か他人事みたいなこの成果を受けましたという現状と課題の文書。自分たちで日頃から関心を持っておくというのは、希薄なように見受けられるんですけども、いかがでしょうか。

中野総務課長

表現の在り方として、受けたところであるというような表現をしたところですけども、ここについては、西側の庁舎、特に別館のほうについては入口等にひび割れ等がひどくなっているという状況があるところです。それについては、私どもも認識をしていたところなんですけども、調査を実施したことで、それが数値化できて確認できたというようなところで、報告を受けたというようなことで認識を新たにしたいというところがございます。

竹原信一委員

これ、いつ頃から沈下してたというのは、判断しますか。

寺地総務課長補佐兼職員係長

受託事業者のほうからですね、評価業務の委託の報告書のほうを受けまして、いつ頃から地盤沈下したというはっきりしたことについては判明しておりません。ただ、要因としては二つ考えられると。一つが平成9年に発生した鹿児島県北西部地震。また、平成28

年に発生した熊本地震の際に、上部の軟弱で緩い地層が沈下した可能性も考えられるということで、断定的なことについてははっきり分かっておりませんが、恐らく要因であろうという件についてはこの2点であるというふうに考えているところです。

竹原信一委員

分かってないという感じではありますよね。

次に行きます。6ページ、マイナンバーカードのコロナウイルス対策、コンビニ受付サービスに向けたやつなんですけれども。これはマイナンバーカードにあわせて、普及促進とあわせてという話なんですけれども、これ、マイナンバーカードというものの自体にですね、非常に大きな問題があるというふうに私は聞いておるんですよ。例えば、2018年、アメリカではこれを悪用したなりすまし被害が1,170万件。5兆円もの金銭被害が発生していました。それから、この日本の12桁のマイナンバーと対になる個人情報、日本年金機構からデータ入力を委託されたSAY企画を通じて、500万人分のマイナンバーなどを含む日本人の個人情報が中国に流出、一般の中国人たちが閲覧状態できるようになっていたことが発覚しております。これはですね、これによって何が起こってるかということ、背乗り、なりすまし。マイナンバーカードを手に入れたら、契約もできる、印鑑証明も取れる。実際そういう被害が起こる。アメリカでは起こった。危険性が非常に高いんですよ。このことをですね、恐らくあなたたちは認識していないのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

中野総務課長

今、竹原委員の言われましたアメリカの状況等について、私はそのような情報を把握していないところでございます。ただ、ここのコンビニ交付については、マイナンバーカードの普及もあわせて事業推進を図るという事業趣旨でございます。マイナンバーカードの利用に当たって、その安全性、それから、個人の取扱い部分については、また別のところでですね、国あるいは市、県も含めて、安全な取扱い等について、システム面ではそれぞれのシステムでの安全上、それぞれの個人の取扱いについては、いろんな啓発活動を行って、そのような事故等が発生しないように取り組んでいく必要があるというふうに考えます。

仮屋園一徳委員長

竹原委員、今の件については、1問程度にとどめてください。

次の質問をお願いします。

〔発言する者あり〕

竹原信一委員

このシステムを構築していく過程で、適切な対応を国はやってない。対応もしてないという状況は認識して。実際に、被害は市民に出るわけですから。私たちの責任ではないよということとは言えないはずですよ。

次に、この災害対策費、災害対策事業、アルファ米とか。これは何年維持できる。これは、今買ったばかりというか、去年買ったばかりで、まだ賞味期限というのは切れてないわけですね。その処理についてはどうしていく必要があるというふうに書いてありますけれども、実際にはどうしようと思っておりますか。切れる前の処分を。

中野総務課長

食料品等については、賞味期限がほぼ5年というふうに、災害備蓄の部分では多くが5

年というふうになっております。賞味期限が来る前に、その部分については処分をするというような対応しております。現在でも、例えば、もう賞味期限が来る1年前からですね、その部分についてはいろんな啓発用品として、防災訓練等に参加された方、あるいは講演会等で、そのような備蓄品を配布して、災害への備え、意識高揚につなげているというところがございます。今後、賞味期限が来る前に、5年後に一度に消費期限が来ると、また一度に買い換えるというようなこととなりますので、今後、将来においては、例えば、前倒しをして1年ごとに、平準化を図っていくような形で消費をしていって、買換えの更新を図っていくというふうな取扱いをしているところです。

竹原信一委員

次に8ページ、防災マップ作成。結構大きなというか、金をかける割には私たちがこの成果を実感するということは、災害でも起こらない限りないわけですがけれども。どうなんでしょうね、これだけの金をかけてマップを配りました。市民は、見てないんじゃないかなあという気がするんですけども。日頃から関心を向けて、これを、何かあったときにぱっと見ましようかという、そういう体制というか、あるいは何かしないと、置かれっぱなしになって、ものは活きないということになりやしないかと思えますけどいかがでしょう。

中野総務課長

今回、新たな防災マップを作成したわけなんですけども、実は、以前の防災マップというのが平成24年に作成したもので、10年ほどたっていて情報が古いというようなことで、今回、作成をしたところがございます。この活用について、おっしゃるとおり、いろんな場面で使わなければいけないというふうに考えております。今後におきまして、例えば、防災に関する出前講座等についてですね、これらの防災マップを使って、いろんな、マイタイムラインとか、それから、地域で避難所等の確認をする際に、そのような防災マップの活用を図って、このマップ作成事業がより効果的なものになるように取組を進めていきたいというふうに考えるところです。

竹原信一委員

今の答弁の話はですね、新しくつくる前に、どんなふうな説明ができるかなということを考えてやるべきだろうと思えます。以前のやつは、今お話があったような形で使われてきたんですか。

中野総務課長

以前の防災マップの活用について、詳しくは私も把握はしてないところですがけれども、避難訓練の際にその防災マップを活用した訓練というのも行われているというふうに聞いております。

竹原信一委員

私だけかもしれないんですけども、これがあることで、どうかしないとイケないなという認識を持ったことがあんまりない気がします。もうちょっと意識づけができるよう、金を使っただけ以上の効果は出るような意識づけというかな、そういった方向で、職員自身も、これを使って、何かあったらこれ見てどうにかしないとイケないなというふうになってないと市民のほうにも伝わらないんじゃないかと思えます。よろしく願います。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止します。

○認定第3号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第3号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野総務課長

続きまして、認定第3号につきまして、御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書9ページをお開きください。交通災害共済事業の目的としまして、交通事故による被害を受けた方を救済するための共済制度を設け、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、昭和42年度から開始されております。事業実施状況としまして、令和3年度の加入者が7,923人であり、加入者は減少傾向であります。2の見舞金については、死亡見舞金が100万円、傷害見舞金として、基本額1万円に入院、通院それぞれ1日ごとに記載のとおり金額を加算した額を見舞金として支給するものです。事業の成果欄に記載しておりますが、令和3年度は、13件の交通災害に対し、182万2200円の共済見舞金を支給しました。内訳は右に記載のとおりでございます。現状と課題として、共済見舞金の請求者の6割以上が60歳以上であることから、高齢者の交通事故の減少に向けた交通安全教室また各種啓発活動を引き続き実施していくこととしております。なお、本事業に関連しては、まちづくりビジョンの32ページに交通事故発生件数を指標として示しているところですが、令和3年度の事故発生件数は28件と目標値より少ない件数で収まったことから、事業評価はAとなっているところです。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主な事項について御説明いたします。

特別会計の決算に関する説明書の1ページをお開きください。交通災害共済特別会計の総括的な内容について申し上げます。1ページ目のちょうど真ん中ほどになります。交通災害共済特別会計の縦の欄を上から御覧ください。歳入総額から歳出総額を差し引いた、3段目になりますが、歳入歳出差引額は81万8106円であり、前年度の実質収支との差額39万4184円と基金への積立金及び積立金取崩し額の差引きから、1番下の段の実質単年度収支はマイナス310万8531円となりました。なお、令和3年度末の交通災害共済基金残高は、6888万3170円であり、前年度と比較して約350万円の減となっております。

次に、決算に関する説明書は14ページ、事項別明細書は16ページをお開きください。歳出の節ごとにその主な内容について御説明いたします。第1款事業費1項1目事業費のうち、10節需用費は、加入申込書の印刷経費が主なものであり、11節役務費は、加入申込書等の郵便料及び金融機関の窓口収納手数料であります。18節負担金、補助及び交付金は、13件の交通災害共済見舞金と電算システムサポート負担金であります。27節繰出金は、市民の交通安全対策の推進のため、区画線の補修、ガードレール等の設置・補修を行う交通安全施設整備事業に活用するため一般会計に繰り出したものであります。

次に、2款基金積立金1項1目基金積立金は、基金利子を交通災害共済基金に積み立てたものであります。

次に、歳入について申し上げます。決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は15

ページになります。第1款共済会費1項1目共済会費は、会員の年会費であり、一般の会員が365円の5,449人分、75歳以上の会員が200円の2,474人分、合計7,923人分の会費となっております。

次に、第2款財産収入1項1目利子及び配当金は、交通災害共済基金の利子であります。

次に、第3款繰入金は、交通安全施設整備事業に充当するため、交通災害共済基金から繰入れたものが主なものであります。

次に、第4款繰越金は、前年度からの繰越金であります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第3号について、審査を一時中止します。

この際、暫時休憩します。

〔総務課退室〕

(休憩 午後1時59分～午後2時10分)

〔総務課消防係入室〕

○認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、認定第1号中、総務課消防係所管の事項について、審査に入ります。

参事の説明を求めます。

児玉総務課参事

それでは、認定第1号中、総務課消防係の所管する事項について、主要事業の成果説明書から御説明いたします。193ページをお開きください。第9款消防費1項1目常備消防費の常備消防施設整備事業は、電源立地地域対策補助金を活用して、阿久根消防署に配備している屈折はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホールを行ったものでございます。

次に、194ページから196ページの2目非常備消防費消防分団整備事業になりますけれども、194ページは、電源立地地域対策補助金を活用して、普通消防積載車を三笠分団三笠藩及び大川分団牛之浜班に、195ページは、過疎対策事業債を活用して、小型動力ポンプを山下分団山下班及び鶴川内分団桑原城班にそれぞれ更新配備したものでございます。196ページは、令和3年度コミュニティ助成事業地域防災組織育成助成事業を活用して、雨衣68着を消防団に配備いたしました。これらにより、災害発生の際には、消防署員、消防団員が迅速かつ円滑に出動することができるほか、現場における団員の安全の確保、効率的な活動の実施が可能となり、消防団としての消防力の確保及び地域防災力の充実強化を図ることができ、管内住民の安心・安全の向上に寄与したものと考えております。主要事業については以上でございます。

次に、まちづくりビジョンの取組状況について御説明いたします。30ページになります。基本目標4 快適・安全で潤いとやすらぎのあるまち(3)の消防・防災対策の充実について、令和3年度の実績値、目標値及び評価は記載のとおりであり、住宅用火災警報器の設置率はA評価、消防団員充足率はB評価、普通救命講習受講者数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がありD評価となったところでございます。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。決算に関する説明書は67ページ、事項別明細書は44ページになります。第9款消防費1項1目常備消防費については、決算に関する説明書の備考欄のとおり、阿久根地区消防組合への負担金が主なものであります。なお、10節需用費は、主要事業の成果説明書で説明しました屈折はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホールになります。

次に、2目常備消防費、1節報酬は、消防団員208名分の報酬であり、7節報償費は、消防団員8名分の退職報償金と消防出初式の表彰用記念品等の報償費であります。8節旅費は、消防団員の費用弁償であり、10節需用費は、消防団の車両等の修繕料や燃料費、消防団詰所の光熱水費のほか、年末警戒時の激励に要した経費などが主なものでございます。11節役務費は、郵便料、電話料等の通信運搬費のほか、消防団車両の車検保険料が主なものであります。17節備品購入費は、主要事業の成果説明書で説明しました普通消防積載車などの購入経費のほか、消防団員の活動服や現場用消防ホースの購入経費であります。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書備考欄のとおり消防団員の退職報償金掛金のほか、団員等公務災害補償等共済基金や消防団互助会に交付した消防団員の福祉共済等への補助金などが主なものであります。27節繰出金は、消火栓維持管理経費453基分を支出したものでございます。

次に、3目水防費、10節需用費は、消防用消耗品としてブルーシートを購入したものでございます。

事項別明細書は44～45ページになりますけれども、4目災害対策費のうち総務課消防係が所管する予算は71万1000円でありましたが、支出を要する災害がなかったことから支出はございませんでした。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。歳入については、決算に関する説明書のみで説明させていただきます。19ページをお開きください。第15款県支出金3項1目総務費委託金のうち消防係所管分は、備考欄の総務管理費委託金の市町村権限移譲交付金のうち3万円であります。

25ページになります。第20款諸収入5項4目雑入団体支出金は、退団者8名分の消防団員退職報償金でございます。雑入のうち消防消防係所管の主なものは、備考欄の原子力立地給付金のうち5万7000円のほか、下から13行目にありますけれども、消防団員の雨衣購入に係る一般財団法人自治総合センターからの地域防災組織育成助成事業助成金でございます。

31ページになります。第21款市債1項8目消防債の消防施設整備事業債は、山下分団山下班及び鶴川時分団桑原城班の小型動力ポンプ更新の整備事業に住宅充当したものでございます。

以上で説明終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

参事の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止します。

この際暫時休憩します。

〔総務課消防係退室〕

(休憩 午後2時19分～午後2時23分)

〔税務課入室〕

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、認定第1号を議題とし、税務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

新町税務課長

それでは、認定第1号中、税務課所管分について説明します。

決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明します。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページをお開きください。説明書の6ページに記載のとおり、市税の調定額合計20億9936万8616円に対し、収入額合計は20億359万1996円であり、調定額に対する収入率は95.44%で、前年度収入率94.22%を1.22ポイント上回りました。

次に、税務課で取り組みました主な収入率向上対策について御説明いたします。

年間を通して、滞納者の生活状況調査、預貯金調査等を行い、適切な差押えや執行停止などの滞納処分を実施してまいりました。特に滞納繰越分の出納閉鎖の3月末、現年分の出納閉鎖の5月末に合わせ、3月から5月を徴収強化月間と位置づけ、臨戸訪問などによる納税相談、徴収などを集中して実施してまいりました。催告書の発送につきましては、現年度滞納者を中心に9月、11月、4月の3回実施し、滞納の早期解消に努めてまいりました。市外在住滞納者につきましては、徴収や納入催告だけでなく、補助金や勤務先、給与額等の実態調査を行いながら、適正な滞納処分を必要と判断した場合は、差押えなどについても実施しております。次に、預貯金、給与等の差押えにつきましては、75件実施し、572万2390円を市税等に充当しました。搜索、差押え、公売につきましては、今後も取組を強化していくとともに、これらの滞納処分の実施につきましては、市民への周知を図り、納期内納付の徹底を推進してまいりたいと考えております。また、収入率の向上には、徴収体制の強化、滞納処分の徹底と併せ、公平公正な課税により、納税者の方々の理解を得ることが重要であることを常に認識し、事務に従事しているところであります。このほか、次代を担う児童・生徒に対し、税金の意義や役割を正しく理解してもらい、納税者としての自覚を育むことを目的に、出水地区租税教育推進協議会の活動の一環としまして、市内の8校の小・中学校において、税務課職員による租税教室を実施しました。

なお、市税収入率につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の44ページに記載さ

れており、令和3年度の目標値94.29%を上回ったことから、事業評価はAとなっております。以上で令和3年度に取り組みました主な収入率向上対策についての説明を終わります。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページにお戻りください。先ほど御説明いたしました令和3年度の市税全体の調定額は、前年度に比べ、現年分が約1204万2000円の減少、滞納繰越分が約2312万5000円の減少で、合計で約3516万8000円、1.65%の減少となっています。税目別調定額の増減につきましては、個人市民税が約926万3000円、1.45%の減少、法人市民税が約610万6000円、5.47%の減少、固定資産税が約2607万4000円、2.33%の減少、軽自動車税が約216万7000円、2.20%の減少、市たばこ税が約867万5000円、5.24%の増加、入湯税が約23万1000円、51.24%の減少となりました。また、市税全体の収入額につきましては、前年度に比べ753万8182円、0.37%の減少となっています。調定額から収入額を差引きますと9577万6620円となりますが、このうち1658万1364円を不納欠損処分し、残りの7919万5256円が収入未済額であり、前年度末に比べ2387万3000円、23.16%の減少となっています。収入未済分の詳細につきましては、決算に関する説明書7ページの市税滞納繰越調書のとおりであります。

次に、決算に関する説明書8ページ、事項別明細書2ページをお開きください。3款利子割交付金は、県が収入した利子割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額。4款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当について、県が収入した配当割の額から徴収取扱費相当額を控除した額の5分の3の額。5款株式等譲渡所得割交付金は、源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得について、県が収入した株式等譲渡所得割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額。6款法人事業税交付金は、令和2年度から始まったものであり、地方法人特別税譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部が県から市町村に交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書9ページ、事項別明細書3ページをお開きください。9款地方特例交付金2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している中小企業等に対し、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担軽減措置であった課税標準の特例により、市町村の固定資産税が減少する場合には、当該減収額を国費で補填するため、市町村に対し、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別特別交付金が交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書12ページ、事項別明細書5ページをお開きください。13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料のうち税務課分徴収手数料は、所得証明などの証明手数料及び市税の督促手数料です。

次に、決算に関する説明書19ページ、事項別明細書8ページをお開きください。15款県支出金3項委託金1目総務費委託金は、税務課分徴収費委託金は、個人県民税徴収取扱費として、地方税法第47条の規定に基づき県から9月と3月に交付されるもので、納税義務者数に3,000円を乗じた額が主なものです。

次に、決算に関する説明書24ページ、事項別明細書11ページをお開きください。20款諸収入1項1項延滞金加算金及び過料1目延滞金は、市税滞納分に係る延滞金であり、次に、事項別明細書は12ページになります。5項雑入2目弁償金は、原付自動車等の標識紛失弁償金であり、決算に関する説明書26ページ、4目雑入の税務課分は、雇用保険料に、会計

年度任用職員本人負担分の一部とコピー使用料、封筒広告料及び住民税徴収対策に係る県負担分のシステム回線使用料であります。

以上で歳入についての説明を終わり、次に歳出の主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書の39ページ、事項別明細書の20ページをお開きください。2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費について、節ごとに御説明申し上げます。1節報酬と4節共済費は、税務窓口等事務、滞納整理事務指導員の会計年度任用職員3名と1月から3月にかけての申告時期に、給報整理等の課税事務補助の会計年度任用職員1名分の社会保険料であり、3節職員手当等は、会計年度任用職員2名分の期末手当であります。8節旅費は、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償であります。10節需用費は、市税各納付書、督促状、再発行納付書、納付書発送用封筒などの印刷代が主なものであります。11節役務費は、収納代理金融機関窓口収納手数料、コンビニ収納手数料、納付書等発送時郵便料及び電話料であります。12節委託料は、固定資産税に係る標準宅地時点修正鑑定評価業務に係る委託料であります。13節使用料及び賃借料は、地方税電子申告支援サービス使用料、地方税共通納税システム使用料、軽自動車検査情報サービス利用料が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金のうち負担金は、出水たばこ販売協同組合たばこ消費事業、地方税共同機構会費、資産評価システム研究センター会費及び軽自動車税環境性能割徴収取扱費であり、補助金は、阿久根市青色申告会への補助金であります。22節償還金、利子及び割引料は、市税の過年度分の過誤納還付金及び還付加算金であります。

以上で認定第1号中、税務課所管分についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山田勝委員

税金の収納率は軒並み向上していることには、頑張ったねという気がいたします。ただ、何でかなあと思っている部分があるんです。例えばですね、固定資産税がどうしても収納率が悪いですよ。固定資産税が93.何%ですから。これはもうどうしてもというときは欠損にするんですかね。最終的には欠損に上げるんですか。それとも競売するんですか、固定資産税は。なくなるわけじゃないじゃないですか、残ったものは。最終的には不納欠損で処理するんですか。それとも、どうするんですか。

新町税務課長

固定資産税の滞納者についてですけれども、やっぱり固定資産税の滞納者のほうが多い形になります。その内訳としましては、死亡者とか相続人の不明の方がいらっしゃる方があるんですけれども、滞納者の中でもですね、預貯金調査、勤めてる方に対しては給与等の調査を行いまして、そこで差し押さえる金額があればそこで差し押さえる形になってきております。どうしても払えないという方に対しては、差押えという方法があるんですけれども、どうしても換価価値がないとですね、どうしても差し押さえても意味がないという部分がありますので、その部分につきましては、執行停止をするか、極端な話、時効で消滅する、不納欠損で落とすという形になってくるところでございます。

山田勝委員

例えばですね、誰かが亡くなったとしますよね。亡くなって相続をする。相続するけれ

ども相続登記がうまくいかない。でも、誰か税金を払ってくれそうな人に、名前を一つに決めますよね、あなた方は。あなたがしてください、いいですかと。これは簡単なもので、税金を取るために名前を決めるわけでしょう。ところが税金を取るために決めても、今度はやる側にしたら、どうにもできないからもう要らないよという話だったんですが、そういうときはどうするの。

新町税務課長

相続人の、ある意味不明な部分について、代表者が届出がない場合についてはですね、一応、戸籍とかいろいろ調査いたしまして、その中で相続人代表になってくださいという文書を送り続けるという形になってきます。

山田勝委員

送り続けるけど、どうしようもできないときには、そのまま放置、執行停止という名前かなんか。そのまま放置しておくという話ですよ。

新町税務課長

はい。委員の御指摘のとおりでございます。

山田勝委員

現在ですね、そういうような固定資産が算定したときにどれぐらいあるんですか。

新町税務課長

相続人の代表が決まってない方については、ずっと調査をし続けるんですけども、実際、今回納付書を送ってですね、その相続人不明で納付書が返ってきている分については、今のところはないところでございます。相続人不明として返ってくるというのはないところなんですけども。

山田勝委員

これ以上話をしてもどうもならないんだけど、現実には、相続人に当たる人が仮に5人いるとしてもですね、相続したくない。しなくても構わない。したばっかりに税金を払わないといけない。もう利用することもないからいいかっていう人のほうが多いんだよ、現実には。

新町税務課長

その辺りの分析についてはちょっと。こっちのほうはですね。そういう不満な方もいらっしゃると思います、実際はですね。

山田勝委員

もういいけど。非常に大きな問題だと思いますよ、法律を改正しない限り。どうしようもできない。

竹原信一委員

たばこ税が増収というの言われたみたいですけど、売上げが減ってるはずだと思っていたんですけども、どういうことが起こって増収になったのかを教えてください。

新町税務課長

本数的にはですね、令和2年度に比べれば1%ほど減になってるんですけども、たばこ税の税率が令和3年10月から1,000本当たり430円引き上げられたものですから、本数は減っているんですけど、その税率が上がった分が上がってるというのが原因でございます。

山田勝委員

軽自動車税が95.87%なんですよ、どうしても残ってるんです。この軽自動車税を払わ

なければ車に乗れないわけですけどね、原則として。これが、なぜこうして出てくるんですかね。

新町税務課長

実際、車検が行われるところで納税証明書が必要になってくるんですけども、中にはそのまま車は乗れない状態で放置してる方もいらっしゃいます。その方に対しては、ある年度滞納してる方に対してはですね、県の軽自動車税協会等の情報連携がありますので、そこで車検切れをしている部分につきましては、調査をして、そこで廃車を促す、あるいは課税を取り消す、あとは課税保留という手続を踏まえて、そういう処理を、手続を行っているんですけども、どうしてもそういう放置してる人とか、亡くなっている方も中にはいらっしゃるんですけども、その中で納入をされてない、相続されている方がいらっしゃらないので分からないという方も中にはいらっしゃるものですから、100%になっていないという状況でございます。

山田勝委員

私もね、あるところに、ナンバーが付いたまま長く何年と残っているものがあるから、どうしようもできないねと思いながら見てるんですよ。それを、まちもきれいになることですし、何とかうまくいく方法はないのかなと思っての質問でした。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、税務課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔税務課退室〕

仮屋園一徳委員長

ここでお諮りします。

本日の審査は、税務課までを予定していましたが、時間がありますので、明日予定している市民環境課の審査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

ただいまから市民環境課の審査に入ります。

〔市民環境課入室〕

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

牧尾市民環境課長

認定第1号中、市民環境課、三笠支所及び大川出張所の所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。主要事業の成

果説明書の20ページをお開きください。2款3項1目個人番号カード、すなわち、マイナンバーカード交付関連事業については、令和4年3月末日で延べ9,881名の方がカードを受け取られております。交付率は49.80%であり、全国平均、県平均を大きく上回っております。これは、各区等への巡回による出張申請受付、月2回の出張夜間受付などの取組が成果を上げたものと考えます。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の40ページから41ページに記載されており、令和3年度の事業評価は、ただいま説明した理由からAとなっております。引き続き、社会のデジタル化推進に必要なツールとなるマイナンバーカードの普及啓発に努めていきたいと考えております。

次に、21ページを御覧ください。同じく2款3項1目アクネで届出創出事業についてですが、この事業は、特に若い世代をターゲットとして、魅力あるオリジナルの婚姻届、出生届、あわせて記念撮影用のパネルを作製し、対象となる方々の大事な記念日に華を添えたい、また、阿久根に定住する動機づけとしていただきたいという思いのもと、庁内外の職員20名のメンバー構成で、複数課を横断的に編成したプロジェクトチームにより、主に時間外や休日に協議や作業を進めてまいりました。昨年8月に完成した各種届出書やガイドブック及び記念撮影用パネルは、いずれも職員がデザインから行った成果品であり、届出をされた、また、記念撮影をされる方々に大変御好評いただいているところであります。

次に、22ページを御覧ください。4款1項4目小型合併処理浄化槽設置整備事業については、5人槽115基、7人槽14基、10人槽5基で合計134基を整備しております。この結果、汚水処理人口普及率は61.44%となり、前年度から4.24%上昇いたしました。このように、令和3年度は補助制度の見直しにより、単独処理浄化槽あるいはくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する際の補助を手厚くしたことで、市民の皆様から予想を上回る反応をいただき、本来の目的達成に向け、着実に実績を伸ばすことができました。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の26ページから27ページに記載されており、令和3年度の事業評価は、ただいま説明した理由からAとなっております。

次に、23ページを御覧ください。4款1項7目葬祭場管理事務については、人生終えんの場にふさわしい施設として、尊厳と品位の保持に努め、よりよい環境や運営サービスの提供を目指した管理運営を行うことを目的として、民間活力を導入するため、令和3年度から5年間、有限会社本石材店を指定管理者として協定を締結して運営しております。令和3年度の使用実績は、市内363件、市外6件、合計369件であります。また、当該施設は、建設から25年が経過しており、設備も含め老朽化が進んでいるため、平成30年度に策定した施設長寿命化事業である葬祭場長寿命化実施計画に沿って、施設の改修工事及び修繕を行っております。なお、令和3年度は、火葬炉1基の改修工事を行っております。

次に、24ページを御覧ください。4款2項2目塵芥処理事業については、家庭からの可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集運搬及び処理業務を行っております。この事業は、家庭系一般廃棄物収集運搬業務総合委託や資源ごみ中間処理業務委託などが主な事業であります。家庭系一般廃棄物収集運搬業務の令和3年度実績は、可燃ごみ3,166トン、不燃ごみ251トン、資源ごみ551トンを収集運搬しております。しかしながら、年々ごみの減量は図られてはいるものの、近年の人口減の比率とごみ減量数は、必ずしも同水準で推移していないことから、ごみ減量化に大きな鍵を握る取組の一つである分別について、さらなる啓発活動を行う必要があると考えております。

次に、25ページを御覧ください。同費目の海岸漂着物対策推進事業については、脇本海

岸、阿久根大島、大川島海岸の委託業務のほか、市で会計年度任用職員を直接雇用して行っており、令和3年度実績は、可燃物、不燃物、産業廃棄物、流竹木を約249トン処理しております。この事業により、海岸の環境保全が図られ、安心・安全でクリーンな海岸が維持されていることから、引き続きこの事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、26ページを御覧ください。さらに、同費目である生ごみ堆肥化事業については、令和3年度も市内63区で実施しており、収集実績は、家庭系生ごみ388トン、事業系生ごみ710トンであります。この生ごみ堆肥化事業の成果は顕著で、事業実施以前の平成25年度と可燃ごみ量を比較すると、約20%が削減され、量にして約1,368トンのごみ減量化が図られております。ちなみに、令和4年度は、新たに1区が増え、64区で実施。加えて、既に実施している区内で新たな地区もスタートするなど、市民の皆様の意識の高まりもうかがえます。また、生成された堆肥についても、利用者から好評いただいております。さらなる循環型社会形成に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書は36ページ、事項別明細書は17ページをお開きください。2款総務費1項9目支所及び出張所費ですが、支出済額の主なものは、1節報酬及び4節共済費であり、これは会計年度任用職員2名分の人件費であります。次に説明書は37ページ、明細書は18ページを御覧ください。15目諸費は、10節需用費の自衛官募集事務に係る事務費及び18節負担金、補助及び交付金の鹿児島県防衛協会に対する運営費負担金であります。

次に、説明書は40ページ、明細書は20ページから21ページにかけて御覧ください。3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、12節委託料の主なものは、戸籍副本情報の全件送信に係るシステム改修業務であり、18節負担金、補助及び交付金の主なものは、マイナンバーカード事業における地方公共団体情報システム機構への交付金であります。なお、マイナンバーカード交付関連事業につきましては、主要事業の成果説明書で御説明したとおりです。

次に、説明書は44ページ、明細書は24ページから25ページにかけて御覧ください。3款民生費1項4目国民年金費は、国民年金法及び法令の規定に基づく法定受託事務とそれ以外の協力・連携事務を行うものであり、人件費がその主なものであります。

次に、説明書は50ページ、明細書は29ページを御覧ください。4款衛生費1項4目環境衛生費は、18節負担金、補助及び交付金が主なものであり、大湊川地区共同水道組合への施設修繕補助及び小型合併処理浄化槽設置134基の設置補助金ほか1件であります。また、増額補正の主なものは、小型合併処理浄化槽設置整備事業に係るものであり、当該事業につきましては、主要事業の成果説明書で御説明したとおりです。

次に、説明書は50ページから51ページにかけて、明細書は30ページを御覧ください。7目葬斎場管理費ですが、主なものは、指定管理業務委託料及び葬斎場長寿命化実施計画に基づく火葬炉設備改修工事であり、14節工事請負費の分が、令和2年度決算と比較し4637万6000円の増額となっております。また、18節負担金、補助及び交付金の6万円は、火葬炉改修工事に伴い、施設が2日間、全館停電となったことから、その間に、他市での火葬された3組の御遺族に対して、負担増となった応分の火葬経費を助成したものであります。

次に、明細書は30ページから31ページにかけて御覧ください。4款2項清掃費ですが、減額補正は、2目塵芥処理費及び3目し尿処理費、いずれも北薩広域行政事務組合への負担金確定による減額が主なものであります。

それでは目ごとに御説明いたします。1目清掃総務費の主なものは、18節負担金、補助及び交付金であり、有価物売却利益の30%以内の予算の範囲内で各自治会に交付した循環型社会形成推進助成金及び地域色づくり事業の施設整備事業として実施したごみステーションの整備に対する補助金であります。

2目塵芥処理費ですが、7節報償費は、市内108か所のリサイクルステーションにおける環境美化推進員117名に対する分別指導立会謝金であります。10節需用費の主なものは、指定ごみ袋8種類の購入費であります。12節委託料は、説明書の51ページに記載しております古着・古布再商品化業務のほか8つの業務委託料であります。18節負担金、補助及び交付金は、北薩広域行政事務組合への塵芥処理費とリサイクル処理費の負担金であります。

明細書は31ページになります。3目し尿処理費は、北薩広域行政事務組合のし尿処理負担金であります。

次に、説明書は78ページ、明細書は52ページを御覧ください。11款災害復旧費3項1目単独衛生施設災害復旧費ですが、14節工事請負費は、葬斎場法面災害復旧工事であり、これは、令和3年8月の大雨により崩土した阿久根市葬斎場入口道路法面の土砂掘削、法面成形等を行ったものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入について御説明いたします。なお、歳入については、決算に関する説明書で御説明いたします。説明書の10ページにお戻りください。13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料の主なものは、葬斎場使用料であります。

次に、12ページを御覧ください。2項1目総務手数料のうち戸籍住民基本台帳手数料が当課、三笠支所及び大川出張所分であり、3目衛生手数料のうち、主なものは、清掃手数料の指定ごみ袋販売代金であります。

次に、14ページを御覧ください。14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち当課所管分は、個人番号カード交付事業費補助金ほか1件であります。

次に、15ページを御覧ください。3目衛生費国庫補助金のうち当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費であり、134基分の補助であります。

次に、16ページを御覧ください。3項1目総務費委託金は、総務管理費委託金が自衛官募集事務費であり、戸籍住民基本台帳費委託金は、外国人登録法に基づく在留外国人の公正な管理に資することを目的とした中長期在留者住居地届出等事務費であります。

2目民生費委託金のうち社会福祉費委託金は、国民年金事務費であります。

次に、18ページを御覧ください。15款県支出金2項3目衛生費県補助金のうち当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費ほか1件であります。

次に、20ページを御覧ください。3項1目総務費委託金のうち戸籍住民基本台帳費委託金は、市町村権限移譲交付金である旅券事務費が主なものであります。また、令和3年度は、人権の花運動が本市の尾崎小及び田代小で実施されたことから、当該事業の交付金として、ヒマワリの苗代などの必要経費が交付されております。なお、本事業については、まちづくりビジョンの43ページに記載されております。

次に、3目衛生費委託金のうち保健衛生費委託金は、浄化槽法に関する事務ほか3件の市町村権限移譲交付金であります。

次に、26ページを御覧ください。20款諸収入5項4目雑入のうち当課、三笠支所及び大川出張所分については、それぞれの雇用保険料、コピー使用料のほか、資源ごみ有価物売払代が主なものであります。

次に、30ページを御覧ください。21款市債1項3目衛生債ですが、小型合併処理浄化槽設置整備事業債は、小型合併処理浄化槽設置整備事業に対して、また、生ごみ堆肥化事業債は、生ごみ堆肥化業務委託に係る経費として、さらに、葬斎場長寿命化改修事業債は、阿久根市葬斎場の火葬炉設備改修工事に対するそれぞれの充当財源であります。

最後に、31ページを御覧ください。10目災害復旧債ですが、単独衛生施設災害復旧債は、歳出で御説明いたしました葬祭場法面災害復旧工事に対する充当財源であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ある方。

竹原信一委員

成果説明書の20ページからいきましょう。マイナンバーカードの話なんですけども、先ほど総務課長にも話をちょっとしたんですけども、マイナンバーによって印鑑証明を発行することもできるということで、非常にこの、安易な扱いをすると危険なことが起こる可能性が高いものなんですよね。市民の皆さんはあんまりその辺の認識が薄いのではないかと思っております。また、中国のほうにマイナンバーカード、日本の個人情報が出てしまったという、500万人分、そういう実績もあるわけですね。このことについて、警戒心というかな、そういったものが非常に希薄なんじゃないかというふうに思いますけれども。それについては、マイナンバーカードに関する扱いについて、どのような態度といいますかね、たくさんとってもらったからいいんじゃないかという部分ではまずいいんじゃないかと思うんですよ。警戒心を持って、皆さんもとるべきだし、マイナンバーカードを取得した人たちも慎重な扱いを、人に預けたりしたら絶対いけませんよ、危ないですよということは伝えなきゃいけないと思うんですけど、そこら辺はどうなんですか。

牧尾市民環境課長

マイナンバーカードの個人情報が漏えいするのではないかというような御心配をされる声も、確かに聞くところであります。セキュリティー問題についてお答えいたしたいと思っておりますけれども、マイナンバーカードのICチップには、カード件名の事項と暗証番号が記録されており、健康保険証や年金、税金、預貯金等のプライバシー性の高い情報は入っておりません。また、顔写真入りのため、なりすましができないものであります。マイナンバー、個人番号を見られても、各行政機関が保有している個人情報は、これまでどおり各行政機関によって管理されており、情報の受け渡しは、マイナンバーカードそのものではなく、暗号化された符合が使われております。ネット上でカードを使用する場合は、カードを読み取らせるだけではなく、暗証番号の入力が必要であるため、暗証番号の漏えいがないければ付与されることはありません。不正に読み出そうとすればICチップが壊れるようになっております。もし紛失した場合は、24時間対応のコールセンターに連絡することによりカードの運用を停止することができます。以上のことから、セキュリティーに関しては、万全の体制で事業が展開されているものと認識しております。

竹原信一委員

今の認識は、恐らく間違っていると思います。アメリカでは、2018年で1,170万件なりすまし被害。5兆円もの被害が発生しております。これについては、後でまた個別にお話をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

次に、アクネで届出創出事業。実際はですね、この事業をしたことによって阿久根で人口増加に寄与したとお思いになりますか。

牧尾市民環境課長

目的の一つとして、先ほども御説明いたしましたけれども、移住のきっかけに、動機づけにさせていただく、そういったことも目的の一つでありますけれども、さらに説明をいたしましたとおり、それぞれの利用される、活用される皆様の記念すべき日、それに華を添えようというものでございまして、例えば、観光客がいらっしゃった、その方々が記念パネルを利用して記念撮影をされる光景も多く見受けているところでございます。また、婚姻届をされた方々も、婚姻届を手にして、なおかつ、記念パネルを使って記念撮影をする。非常に喜んで帰られる姿を、私もこの目で間近に見ているところでございます。そういった意味から、竹原委員の御指摘の人口増に直接的に効果が得られたかといえ、数値的な検証も正直いたしておりませんが、少なからず、成果品を持って喜んでいただいているという事実はあるというふうに承知いたしております。

竹原信一委員

帰ってみたいくなる、行ってみたいくなる、というみたいというのはあるかもしれないですよ。見せかけがよければ。実際に暮らしてみてもがっかりではしょうがないわけです。暮らして実感できる、来てよかったなと思えるまちづくりに取り組むのが先ではないかというふうに思います。こういうことをしてはいけないと言ってるわけじゃないですよ。でも、ポイントというのは、こっちよりも、住んでみてという、住んだ後の話をもうちょっとというか、日頃考えて行動、事業をしていただきたいなと思っているわけです。

牧尾市民環境課長

この事業は、市民環境課の職員のみならず、多くの、主に若手の職員が、課を越えて、休日返上でつくってまいりました。そういった成果品であるわけですがけれども、先ほど申しましたように届出書あるいはその記念パネルだけではなく、妊娠されている妊婦の方々がどういう不安を抱えて、どういうものを求めてらっしゃるんだろうかということをしつかり検証して、子育てブックを作成したりですね、阿久根に移住してこられる方に阿久根にはこういった食を提供する場所がありますよ、こういう観光の場所がありますよ、こういう癒やしの空間がありますよ。そういったものを、ガイドブックを作成して提供する。そういったことも同時にやっておりますので、そこら辺を御承知おきいただければというふうに思います。

竹原信一委員

では22ページ、小型合併処理浄化槽。ここの事業実施状況の主な補助単価の部分がちょっと分かりにくいんですけども、5人槽に対して65万円か。7人槽で73万。右側のほうに出てる単独撤去は9万円、屋内配管が15万円、市内業者施工で10万円。この右側の三つを足すと34万円ですよ。例えば5人槽の単独浄化槽があった。それを撤去して、合併浄化槽に換えるときには幾らくれるわけですかね。

牧尾市民環境課長

少し見にくい表記になっているかと思います。申し訳ございません。説明いたしますと、例えば5人槽でいきますと65万円。さらには、これは市外業者の場合が65万円でありまして、市内業者でありますと10万円プラスされます。したがって75万円になります。あわせて単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合には、当然ながら単独浄化槽の

撤去費用がかかります。さらには宅内配管の工事もかかります。したがって24万円がプラスされることになりまして、合計99万という計算になります。

竹原信一委員

実質は、業者とその家庭との契約になるわけですね。実質単価というのはどれぐらいになっているか分かってますか。

牧尾市民環境課長

金額も一様ではありませんけれども、私が今、頭の中にある数字で申しますと、高いところで140～150万ぐらいかかっているところに100万弱の補助を行っているという状況でございます。

竹原信一委員

今、高いところでした。安いところは。

牧尾市民環境課長

120万程度だと記憶しております。

竹原信一委員

24ページ、ごみの塵芥処理事業のほうなんですけども。高齢化、体の不自由な方が増えてですね、今の収集場所、個別の収集なども増やしてやっていったほうがいいんじゃないか。もう事実一部には入ってますよね。そういったことについての取組を、今後の取組についてお話しください。

牧尾市民環境課長

戸別収集に関しましては、以前からこの議会の中でも議論されており、助言もいただいているところでありますけれども、確かに、私どもも戸別収集に向けては、積極的に前向きに検討し、必要性を考えた上で導入しようというふうに今、検討しているところでもあります。財源といたしましても、この間も御指摘もありましたけれども、特別交付税で2分の1は措置されるということも承知いたしておりますので、そういった財源等もしっかりと活用しながら、導入に向けて検討しているところでございますけれども。その基準をどのような形で設けるのか、そこが大きな課題でもあると思っておりますので、今、関係課と、他の課とも連携しながら、その基準づくりについて検討を重ねている、そういった状況でございます。

竹原信一委員

今の答弁の中で、検討していきたいと最初言って、後からは検討しているところでございますと言って。どっちみち検討の段階で終わって進んでないということなんですけども。検討期間が長過ぎやしませんか。実際、もう日々、困ってる人は毎日の話なんですよ。さっさと始めてもらいたいな。検討なんか何の役にも立ちませんよ。いかがでしょうか。

牧尾市民環境課長

すいません。私の説明がちょっと曖昧だったんですけれども。今現在、検討はいたしております。ただし、この場でいつからスタートするというのは、予算も伴う関係上、明言はできないところでございます。

仮屋園一徳委員長

竹原委員。今の件についてはですよ、決算ですので、決算について多かった少なかった。今からこういうふうにしてほしいというような質疑にしてほしいと思います。

竹原信一委員

今からこうしてほしいの話ですから。何と云ったらいいのかな。予算が伴うことでございますからって、何を言ってるの。あなた方が意思を持ってした時に後で予算をつけるんじゃないか。予算が決まってからものごとにするんじゃないでしょうか。判断が先にあって、それが起こってないということが問題なんです。予算がないからは全く理由になりません。意思の問題です。

次に行きます。25ページ、漂着物対策推進事業。この予算がですね、県のほうが200万円ほど、その他っていう。これは事業そのものがですね、こういった形で県の補助が出ている感じになってるんでしょうか。

〔牧尾市民環境課長「すみません、もう1回お願いします」と呼ぶ〕

漂着物対策推進事業というのは県の補助が入ってますよね。県は、この漂着物に対して指定して、使いなさいときているんですか。それとも、阿久根市がほかのやつを、ほかのものに使えるお金をこれに利用してるんですか。そこら辺のところを。

牧尾市民環境課長

この事業については、あくまでも海岸漂着物対策推進事業とその名のとおり、県もこの海岸漂着物に対して補助するものであります。8割の補助率であります。

竹原信一委員

このその他というのは、どういうことなんでしょう。財源内訳です。財源の500万はどこから来てるんですか。

牧尾市民環境課長

すみません。後で資料提供させていただきます。

〔竹原信一委員「はい、いいです」と呼ぶ〕

仮屋園一徳委員長

今のその他の財源につきましては、後で資料を提供いたしますということですが、後で答弁をしてください。

山田勝委員

成果説明の26ページなんですけど、生ごみ堆肥化事業について、非常に積極的にやられてですね、生ごみを集めて堆肥化にすることについては、ほとんどもう満たされている状況ですよ。それはもうあなた方の努力を認めますよ。ただ、前々から言われてるのは、あそこに集まってる堆肥をどうにかできないかというのが懸案ですよ。だからこれをね、この予算には関係ないかもしれませんがね。これを何とかしないことには前に進まない。だから、私がこの前から言ってるようにですね、これで非常に水田を作って実績を上げている人がいるから。もうすぐ収穫しますよ。だからそういうものをね、自分たちのものとして、自分のものとして写真を撮るとか、栽培の状況はどうなのかと云って、ちゃんと調査をして、そして来年度は一つの事業として組み立てるような、そういう努力をしないとね。何にも、仕事に來ただけ、何もしないばかりでは始まらないからね。これを期待して、終わります。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止し

ます。

この際、暫時休憩いたします。

〔市民環境課退室〕

(休憩 午後 3 時24分～午後 3 時25分)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

(延会 午後 3 時25分)

決算特別委員会委員長 仮屋園 一 徳